

台湾総督府のペスト防疫対策

―「不潔家屋」及び「ペスト家屋」取毀措置を中心として―

鈴木 哲 造

はじめに

一、内地におけるペストの流行と伝染病予防法の改正

二、家屋取毀の根拠法令―台湾家屋建築規則及び台湾ペスト病毒汚染物処分規則

三、家屋取毀の実施状況

おわりに

はじめに

1

本稿の目的は、台湾総督府がペスト防疫対策として実施した「不潔家屋」及び「ペスト家屋」の取毀をとりあげ、家屋取毀の根拠法令となった「台湾家屋建築規則」（明治三三年八月律令第一四号）及び「台湾ペスト病毒汚染物

処分規則」（明治四一年二月律令第二号）の制定過程と運用状況を明らかにし、もって家屋取毀措置のペスト防疫対策上及び台湾統治政策上の意義を論じることにある。

東アジアにおける医療・衛生史研究を大きく進展させる契機となった研究は、飯島涉『ペストと近代中国―衛生の「制度化」と社会変容』（研文出版、二〇〇〇年）であった。飯島は、医療・衛生事業への国家による関与を医療・衛生事業の「制度化」と定義し、この「制度化」の展開が「さまざまな地域で統治機構の再編の契機となり、社会制度の変容に大きな影響を及ぼすものであった」とことと、「欧米諸国や日本においてのみ進行したわけではな」く、「植民地とされた地域にも強制され、植民地社会に大きな影響を及ぼすものとなった」ことを指摘し、近代世界における医療・衛生事業の展開の意義を論じた。日本統治下台湾への言及としては、台湾総督府が、後藤新平の打出した統治理念たる「旧慣温存主義」に基づく「自治制ノ慣習」を利用した「自治的な衛生行政」を志向し、衛生事業の基盤として保甲制度を整備していくとともに、衛生組合の組織化を推し進めたことを指摘した。そして、かかる医療・衛生事業の展開を通じて、総督府が「台湾人社会への植民地権力の浸透をはかることに成功した」として、台湾における医療・衛生事業の「制度化」の展開を跡付けている。¹⁾

本稿の主題たる日本統治下台湾におけるペストの防疫対策に関わる論考としては芹澤良子「台湾 一八九六年―日本の〈帝国医療〉の揺籃」²⁾と、范燕秋「鼠疫与台湾之公共衛生（一八九六―一九一七）」³⁾があげられる。芹澤論文が所収された、永島剛・市川智生・飯島涉編『衛生と近代―ペスト流行にみる東アジアの統治・医療・社会』（法政大学出版局、二〇一七年）は、明治二七（一八九四）年にペストが香港に伝播した後の流行拡大を地域別、かつエポックとなった年毎に追っていく構成となっており、芹澤論文は、台湾においてペストが初めて流行した明治二九（一八九六）年に焦点をあてたものである。そのなかで、芹澤は、ペストを法定伝染病として包含した「台湾

「伝染病予防規則」の制定及び台北県での「衛生組合規則」の制定等を通じた伝染病対策の実施について、総督府が「台湾社会への介入を本格的に開始したことを示しており、台湾統治における意義は大きい」とし、「これが、のちに実施する保甲制度を基軸とし、台湾社会全体を巻き込む衛生政策へとつながっていくのである」と論じている。⁴⁾ 明治二十九年のペストの流行と防疫対策は、まさに総督府が衛生事業を梃子として台湾社会への統治権力の滲透をはかる端緒を開くものであったといえよう。

范論文は、明治二九（一八九六）年から最後の流行年となった大正六（一九一七）年までのペストの流行を対象として、台湾総督府のペスト防疫対策を包括的に考察したものである。范は、総督府がペストの発生を抑制できた要因として、専門家によるペストの流行学的な調査及びその調査結果に基づく防疫措置の実施、捕鼠活動やペスト予防組合を通じた台湾住民の防疫活動への効果的な動員、及び「ペスト病汚染物処分規則」によるペスト病汚染家屋の取毀等による衛生環境の向上を指摘した。総督府によるペスト防疫対策が台湾社会に与えた影響について、范は、ペスト防疫対策を契機として始まる捕鼠活動や春期・秋期の大清潔法の実施と衛生環境の改善等の措置が、近代的な衛生思想の普及を促し、台湾社会近代化の一環となったと論じている。范論文は、本稿で焦点をあてる家屋の取毀と衛生環境の向上をペスト発生抑制要因として指摘したが、家屋取毀に係る根拠法令の制定過程及び当該法令に基づく家屋取毀の運用実態まで踏み込んでおらず、なお検討の余地は残されている。

上述の先行研究に共通する問題意識は、防疫対策の伝染病抑制への効果にとどまらず、統治政策との関係や当該社会に与えた影響を問うことにある。この問題意識から提示された、医療・衛生事業の展開による統治権力の浸透、地域秩序の再編、近代的な衛生思想の社会的な普及と当該社会の近代化という事象は、医療・衛生史研究の共通の論点としての重要性を有するものである。本稿は、かかる問題意識と論点を念頭に置きつつ、冒頭で述べた目

的を達成するため、次の三つの課題を設定する。

第一の課題は、「不潔家屋」及び「ペスト家屋」取毀の根拠法令となった「台湾家屋建築規則」及び「台湾ペスト病毒汚染物処分規則」の制定過程と運用面の検討を通じて、家屋取毀のペスト防疫対策上の意義を明らかにするだけではなく、「旧慣」の統治政策への具体的な活用事例を示すことである。台湾総督又は地方厅长は、法令に基づき、家屋の所有者に対する当該家屋取毀の命令権を有することになる。だが、近代法の枠組みからいえば、私有財産たる家屋の取毀を命じることは私権の侵害にあたることから「補償」と一体となって運用されるべきものであった。しかし、総督府は「補償」を極力回避しようと画策する。そこには「旧慣」に依拠した補償回避の論理が存在した。「旧慣温存主義」を統治理念に掲げ、旧慣調査事業を主導した後藤新平は、終生、次のように語っていたという。すなわち、「社会の習慣とか制度とかいふものは、皆相当の理由があつて、永い間の必要から生れてきてゐるもの」であることから、「台湾を統治するときに、先づこの島の旧慣制度をよく科学的に調査して、その民情に應ずるやうに政治をした」と。⁶ 社会の習慣や旧慣制度を斟酌した民情に應ずる政治は、「自治制ノ慣習」を利用した保甲制度の整備や衛生組合の組織化をもたらした一方で、統治の技法として旧慣温存の名のもとで私権制限を正当化する論理を生み出すことになったのである。

第二の課題は、「台湾ペスト病毒汚染物処分規則」と内地の「伝染病予防法」との比較から台湾総督府の防疫対策の特徴を導き出すことである。台湾ペスト病毒汚染物処分規則は、台湾独自の法令ではなく、先行する内地法たる伝染病予防法を参照して作られていた。この課題の検討を通じて、総督府に与えられた家屋取毀及び補償金額の決定に係るより強い権限と、台湾の家屋取毀過程におけるより重い個人負担が詳らかにされるだろう。

第三の課題は、ペスト防疫対策として実施された「不潔家屋」及び「ペスト家屋」の取毀が台湾社会に与えた影

響を問うことである。ペスト防疫を目的とした家屋の取壊は、ペスト病毒の根源たる鼠族の駆除という科学的根拠と近代的な公衆衛生の規範によって正当化され断行されていた。本稿では、このような性格を具える防疫対策が台湾社会に如何なる影響を与えたのかについて考えてみたい。

以上の課題を検討するため、本論では、まず、内地において、防疫対策としての家屋取壊が伝染病予防法の改正により合法化されていく過程を述べる。この内地の状況を踏まえうえて、台湾における「不潔家屋」又は「ペスト家屋」取壊に係る根拠法令の制定過程を論じ、最後に当該法令の運用状況並びに台湾社会への影響について考察していくことにしたい。

一、内地におけるペストの流行と伝染病予防法の改正

内地におけるペスト流行の端緒が開かれたのは、明治三二（一八九九）年のことであった。内務省衛生局が編纂した『衛生局年報 明治三十二年』⁷⁾は、ペスト発生時の状況について次のように記載している。すなわち、「「ペスト」ハ本邦内地ニ於テハ未タ曾テ其ノ発生ヲ見サリシカ本年十一月八日兵庫縣神戸市ニ於テ真症「ペスト」ノ一死体（発病ハ同月六日）ヲ発見シ爾來市内及郡部ニ亘リテ患者続発スルニ至レリ是レ実ニ内地ニ於ケル本邦流行ノ嚆矢ナリトス」と⁸⁾。抑も、内務省衛生局は、明治二七（一八九四）年五月一四日、香港領事館より内地においてペストが蔓延しているとの通報を受けて以降、ペスト病毒の内地への伝播阻止のための検疫を相当な決意をもって実施していた。その背景には「本病ハ伝染病中最モ恐ルヘキモノニシテ曾テ十四世紀ニ於テ海外諸国ニ流行猖獗ヲ極メ一時二数万ノ人命ヲ殲シタルハ歴史上著明ノ事実ニシテ我国ニ於テハ幸ニ未タ該病毒ヲ輸入シタルコトナシト雖トモ一旦其侵襲ヲ蒙ルトキハ非常ノ惨害ヲ流スヘキハ勿論之ヲ撲滅スルコト極メテ難キ」との認識があった⁹⁾。それ

ゆえ、香港、清国沿岸地域のみならず、明治二九（一八九六）年以降流行地となっている新版図台湾より来航する船舶に対しても特に嚴重に檢疫を実施したのであるが、遂にペスト病毒の侵入・拡散を許したのである。

兵庫県神戸市においてペスト患者の死体が一月八日に発見されてから一〇日後の一八日、ペスト病毒は、神戸市と「交通頻繁ニシテ地形上頗ル危険ノ位置ニアリ且ツ從來諸伝染病ノ流行ニ際シテハ毎々唇齒輔車ノ關係」にある大阪市に伝播し¹¹⁾、陸路により和歌山県の和歌山市及び湯浅町と静岡県浜松町に達した¹²⁾。その後、ペストは、大正一五（一九二六）年七月の神奈川県横浜市における最後の患者発生までの二八年間にわたって断続的に流行し、四七道府県中、三府（東京・大阪・京都）二二県（愛知県、茨城県、愛媛県、香川県、神奈川県、高知県、滋賀県、静岡県、千葉県、徳島県、鳥取県、長崎県、奈良県、兵庫県、広島県、福井県、福岡県、三重県、山口県、山梨県、和歌山県）において発生した¹³⁾。第一表が示すとおり、二八年間のペスト流行期における患者数は計二九〇三人、死者数は計二三八九人、罹患致死率は八二パーセントにおよんだ。

ペスト流行の程度は地域的な格差があった。流行の激しかった府県の上位五位を示せば、大阪府（患者二二〇二人・死者一〇五九人、以下同）、兵庫県（七六五人・五九四人）、和歌山県（二三人・一六七人）、神奈川県（一六〇人・一二九人）、東京府（九九人・八四人）であり、五府県の患者と死者を合わせると、それぞれ二四五八人と二〇三三人となり、全体の八割以上を占める¹⁴⁾。とりわけ大阪府と兵庫県の感染者数は突出しており、ペスト流行の中心はこの二府県に和歌山県を加えた大阪・和歌山の湾岸地域一帯にあったといえよう。

ペスト流行の盛衰に係る時期的な特徴は、前期（明治期）と後期（大正期）に便宜的に分けると理解しやすい。内務省防疫医官飯村保三は、昭和四（一九二九）年に印刷された『日本内地ノ「ペスト」流行ニ関スル調査』において、ペストの流行を九回に分けて整理している。第一回流行は、明治三二（一八九九）年一月から同三四

第1表 内地におけるペスト患者及び死者（明治32年～昭和元年）

年	患者	死者	年	患者	死者
明治32	62	55	大正3	83	70
明治33	168	153	大正4	20	17
明治34	3	3	大正5	77	65
明治35	14	9	大正6	25	23
明治36	58	50	大正7	1	1
明治37	1	1	大正8	3	2
明治38	274	211	大正9	22	16
明治39	498	383	大正10	2	0
明治40	646	574	大正11	118	89
明治41	347	280	大正12	1	1
明治42	389	313	大正13	7	6
明治43	49	41	大正14	0	0
明治44	0	0	昭和1	8	6
大正1	0	0	総計	2,903	2,389
大正2	27	20			

（出典）『衛生局年報』（内務省衛生局）各年度。

（一九〇二）年四月までで主な流行地域が大府と兵庫県、第二回流行は明治三五（一九〇二）年九月から同三七（一九〇四）年一月までで主な流行地域が東京府と神奈川県、第三回流行は明治三七年一二月から同四四（一九一一）年三月までで主な流行地が大府・兵庫県・和歌山県であった¹⁶。この第一回流行から第三回流行は前期（明治期）とし、第四回流行から第九回流行までは後期（大正期）とする。第一表によれば、第一回流行から第三回流行までの患者と死者の合計はそれぞれ二五〇九人と二〇七三人である。ペスト流行の時期的な中心は前期（明治期）にあり、なかでも最も猖獗を極めたのは第三回流行（患者二一〇三人・死者一八〇二人）であった。

明治三二（一八九九）年にペストが流行した時、該病に対する防疫措置の根拠となった法令は「伝染病予防法¹⁷」である。伝染病予防法は、

明治三〇（一八九七）年四月、法律第三六号をもって公布され、一部規定を除き、同年五月一日より施行された。¹⁸⁾ 同法は、明治一三（一八八〇）年七月太政官布告第三四号「伝染病予防規則」に代わるものとして制定されたものであって、平成一一（一九九九）年四月一日の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（法律第一一四号／通称「感染症法」）の施行によって廃止されるまで、²⁰⁾ 実に一〇〇年以上にわたり日本の伝染病予防体制の基礎をなした法令であった。

伝染病予防法の意義は、①法定伝染病に猩紅熱とペストを追加したこと、②伝染病予防事務に関して、国、府県、市町村、個人及び医師の負う責務を明らかにしたこと、③市町村への伝染病予防委員の設置、府県への検疫委員の設置を定めたこと、④府県、市町村及び個人の負担すべき費用を明らかにしたこと、⑤市町村の経費負担に対する府県税又は地方税による補助と、府県税又は地方税支出の六分の一の国庫補助を定めたことにある。²¹⁾ ①に関して、法定伝染病は、明治一三（一八八〇）年の伝染病予防規則ではコレラ、腸チフス、赤痢、ジフテリア、発疹チフス、痘瘡の六病であったが、伝染病予防法ではこれらに猩紅熱とペストを新たに加えて八病とした。伝染病予防法の制定当時、内地においてははまだペストの惨禍に見舞われたことはなかったが、上述したとおり、香港、清国沿岸地域及び台湾等のペスト流行地から来航する船舶を通じて病毒が伝播する恐れがあった。法定伝染病へのペストの追加は、ペスト病毒の内地への侵襲に備えたものであったといえよう。

明治三二（一八九九）年一月八日に神戸市にてペストが発生し、各地に伝播していくなかで、ペスト防疫対策として、伝染病予防法に基づく消毒法及び隔離法等の各種措置が実施されていったほか、内務省は、同月一八日、訓令第三六号をもって府府県に対し「家鼠駆除方」を通達し、「家鼠ハ「ペスト」病毒伝播ノ重ナル媒介」であるとの認識のもとで、神戸市等のペスト流行地と交通頻繁な地方においては家鼠の駆除方法を策定することを要請し

た。²²同日付で内務省衛生局長より各知事に対して鼠族の駆除方法については公費をもって買収したり、懸賞により捕獲を促したりすることを奨励するとの通牒が発せられた。²³各府県においては、こうした内務省からの命令と通牒に依拠し、鼠族の駆除法が推し進められていった。例えば、三重県では、同日二日、訓令甲第一〇〇号をもって郡市役所と町村役場に対して「家鼠ハ「ペスト」ノ媒介物中主タルモノナルヲ以テ此際速カニ之ガ駆除ヲナスハ予防上最モ急務ナリトス依テ懸賞捕獲スル等便宜ノ方法ヲ設ケ之カ駆除ヲ図ルヘシ」と命令し、同日付で警部長より各郡市長宛に鼠族の駆除方法として「鼠一疋ノ価ヲ定メ公費ヲ以テ購フカ又ハ捕獲ノ方法ヲ懸賞ニヨリ索メ以テ其余類ヲ遺ザル様全滅ヲ期セラレ度」との通牒が発せられている。²⁴

このように、内務省は、内地におけるペストの流行に接するや直ちに家鼠を「病毒伝播ノ重ナル媒介」として鼠族駆除法の徹底を、府県を經由して市町村まで周知させた。ペスト防疫措置の重点は鼠族の駆除にあったのである。だが、この措置は、内務省の訓令に基づくものであり、法律の規定に基づくものではなかった。それゆえ、内務省衛生局が『衛生局年報明治三十七三十八年』において「伝染病予防法ハ明治三〇年ノ制定ニ係リ当時「ペスト」ハ未タ本邦ニ侵入セス従テ之ニ対スル予防ノ経験ヲ有セサルカ故ニ今日ニ於テハ予防上至要ト認ムル事項モ本法ノ規定ニ欠如セルコトアリテ其改正ノ止ムヘカラサルモノアリシト其他施行上ノ経験ニ徴シ改正ヲ要スルモノアリシ」と述べているように、明治三二（一八九九）年以降のペスト防疫措置の経験等を法律に落とし込むかたちで、明治三八（一九〇五）年三月、法律第五六号をもって伝染病予防法の一部改正がなされ、同年七月一日より施行されたのである。²⁵

伝染病予防法の主なる改正内容は次の二点に整理できる。第一に、市町村の責務に属する伝染病予防事務中に「鼠族ノ駆除及之ニ関スル施設ヲ為ス」ことを追加したことである。この立法趣旨は「ペスト」ニ対スル予防撲

滅ノ措置ハ鼠族ノ駆除ヲ以テ最必要ナリト為ス」ことから、市町村に対し常に鼠族の駆除に努めるよう徹底させることであつた。⁽²⁷⁾ 第二に、ペスト病毒に汚染された家屋に「別段ノ処分」を行うことができる権限を地方長官に与えたことである。新設された第十九条ノ二の条文は次のとおりである。

第十九条ノ二 伝染病毒ニ汚染シタル建物ニシテ消毒方法ノ施行ヲ不適當ト認ムルトキハ地方長官ハ関係市町村会ノ意見ヲ聴キ内務大臣ノ認可ヲ得テ其ノ建物ニ対シ別段ノ処分ヲ行ヒ且其ノ処分ノ為必要ナル土地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ損害ヲ受ケタル建物ノ所有者ニ手当金ヲ交付スヘシ
手当金ノ交付並手当金額ノ決定ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条ノ二における「伝染病毒ニ汚染シタル建物」とはペスト病毒に汚染した家屋を想定したものであり、「消毒方法ノ施行ヲ不適當ト認ムルトキ」とは「消毒方法ヲ反覆施行スルトモ尚ホ且ツ病毒ノ撲滅シ難キ」場合をい⁽²⁸⁾う。加納光久編『伝染病予防法積義』によれば、「別段ノ処分」とは「建物を焼き払う等のこと」であつて、この別段の処分は「個人の所有権を侵害することが非常に大きい」ことから「関係市町村会の意見を聴き内務大臣の認可を受けしめ、尚又之を当該官吏でなく地方長官が処分を行はうといふ様に其の手續を慎重」にするとともに、「別段の処分をなした場合には損害を受けたる所の建物の所有者に手当金を交付しなければなら⁽²⁹⁾ない」。

第十九条ノ二第三項の手当金に係る命令を具体化したのが、明治三八（一九〇五）年六月内務省令第二一号「伝染病予防法ニ依ル手当金ニ関スル件」であつた。該令は、別段の処分を行う際には建物の所有者に到達することと、

この処分により「損害ヲ受ケタル建物ノ所有者ニ交付スヘキ手当金額ハ地方長官時価ヲ参酌シテ之ヲ決定ス」ることを規定した。⁽³⁰⁾かくして、伝染病予防法の改正により、鼠族の駆除やそのための施設をなすこと（鼠族買取等）が市町村の行う防疫措置として明文化されただけでなく、ペスト病毒に汚染した建物の焼き払いという強権的な防疫措置の法的根拠も整備されたのである。

山根正次衆議院議員は、伝染病予防法改正案の提出者の一人であり、明治一五（一八八二）年に東京大学医学部を卒業し、警察医長、医務局長、警視庁第三部長、内務省臨時検疫事務官等を歴任し、衛生行政に携わった経歴を持つ医系議員である。⁽³¹⁾山根は、自著『日独比較改正伝染病予防法論』において、「ペスト」防疫の第一要件は鼠族の駆除」にあり、第一九条ノ二による別段の処分が鼠族を一挙に殲滅するためにその巢窟を衝く「根本的鼠族の駆除法」であるとしたうえで、第一九条ノ二の立法背景について次のように述べている。

所謂病毒汚染の建物に対し別段の処分を行ふと云ふは蓋多く鼠族駆除の場合に於て天井板・羽目板・下見板・床板・壁・屋根板・瓦等の剥離家屋倉庫物置等の土間の発掘の如き甚しきに至つては彼の一部落家屋の焼払焼却消毒の如きは即是別段の処分にして縦合其の目的消毒に在るも正しく所有権の侵害にして法律の明文を待たずむば之れに向つて国家の権力と雖も一手を染むると能はず彼の家屋焼却の如きは旧法には其の明文なし之を行ふは違法なり現行改正法の如き明文を待て初めて強制的に之れを行ふとを得べきものなり此の如きは是れ蛮勇非立憲的行動にして一つは文明科学の応用を知らざるものと云ふべきも是れ過渡時代に行はれたる一の現象にして今日深く之を尤むるに足らざるも畢竟此等別段の処分を為さざるべからざるに至りしは刻下我が建築法の不完全にして已むを得ざるの手段に出でたるものと恕す外なからるべし。⁽³²⁾

このほか、山根は、明治三八（一九〇五）年二月一六日に開催された第二一議会衆議院伝染病予防法中改正法律案委員会に委員として出席し、ペスト防疫のために「人ノ家ヲ焼」く措置はそもそも根拠規定がなく「何ニ依ッテ是ガ出来タノデアリマスル、其際デアルカラ、人民ガ従順デアルガ故ニ、斯ウ云フヤウナコトガ、出来タノデアリマセウガ、ナカク、面倒ナコトデアリマス、法律以外ノ仕事ヲ、ドンク、ヤツテ之ヲ予防シタ、予防シマシタニ付イテハ、今度ハ此帝國議會ガアル以上ハ、十分ニ予防ガ出来ルヤウニシテ置カネバラヌ」と発言している。⁽³³⁾

このように、第一九条ノ二は、これまで根拠規定なく行われてきたペスト病毒汚染家屋の焼却処分⁽³⁴⁾の違法性又は「蛮勇非立憲的行動」を是正し、当該処分に法律上の根拠を持たせるために新設された規定であった。元来、大日本帝國憲法第二七条は「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サル、コトナシ」として個人の所有権を保障し、個人の所有権を「公益」上の必要から処分する場合は「法律」により定めることを規定している。さらに、伊藤博文『帝國憲法義解』によれば、私産を処分する場合には「私産ニ対シ相当ノ補償ヲ付スル」ことが要件とされる。⁽³⁴⁾ここに山根をして「蛮勇非立憲的行動」といわしめた理由があったといえよう。

山根が「彼の家屋焼却の如きは」云々と指摘するのとおり、實際上、伝染病予防法改正案の成立以前において、家屋焼却処分がペスト防疫対策として、神戸市葺合村や横浜市海岸通にて執行されていた。さらに、神戸市葺合村の家屋焼却処分を後押ししたのは、北里柴三郎内務省伝染病研究所長であった。北里は、ペスト発生地たる神戸市葺合村の視察を行っていた折りに、兵庫県と神戸市の合同設置にかかる防疫協議会において該地区の家屋焼却処分を献策したのである。⁽³⁵⁾

北里は、明治三六（一九〇三）年の東京府神田区私立衛生会総会での講話において、明治三二（一八九九）年の神戸市におけるペスト流行を振り返って次のように述べている。

鼠を平らげること就て或は「ペスト」を撲滅することに就ては其「ペスト」の流行つた一部分を焼き払ふと云ふ乱暴な策もやつたのである、所が此乱暴の策を献じたのは誰かと云へば先づ拙者と云ふてよい……先年神戸で流行つたときにも私は行つたがあゝの「ペスト」の出来た葺合村今は町になつて居る、あすこは抑も「ペスト」の始りでありまして非常に不潔の所でありました、此処も一局部に「ペスト」が出来たからと云ふて健康者も隔離し患者も隔離して消毒して見て十日間の期限が来たからと云ふて立派に清潔にした積りで隔離した健康者の人を呼帰して置けば又四五日も経つと「ペスト」患者が出来ると云ふことで到底是もいかぬから焼き払つて仕舞と云ふことを言ひ出したのは拙者であります、幸ひあの地所は三井の地所でありましたから三井に勧めて家屋を買占めさせて矢張り焼き払つたのでございます、横浜を焼き払つたのは拙者ではありませんが、兎に角是等は後世から言つたならば悪い例かも知れませぬが横浜でも真似をして焼いたのでございます⁽²⁶⁾

北里は、家屋の焼却処分を「乱暴な策」のみならず、「愚策」及び「野蛮な焼払」とも認識していたが、この「野蛮な焼払」よりもまだ上を越す予防法⁽²⁷⁾はないとして、これを献策して実行に移させたのであった。兵庫警察部が編纂した『兵庫県ペスト流行誌』によれば、兵庫県は、明治三二（一八九八）年一二月末以降の葺合村におけるペスト患者続発という事態に直面して、「当時出張中ノ北里博士ニ協議シ且ツ地方衛生会ニ諮リ遂ニ該区域内家屋焼払ノ外他ニ良策ナシト決シ」た。家屋焼却計画は、家屋買取等にかかる経費の目処がつかず滞るも、北里の勧奨もあって、焼却対象家屋の土地所有者である三井銀行より「予防上其ノ家屋焼払方ヲ熱望シ且ツ之ニ要スル家屋買上ケ料其ノ他ノ費用ハ悉皆進テ之ヲ寄附スヘシト申出」があり、寄付金七二二九円八一錢五厘が兵庫県の伝染病予防費に追加されたことよつて再び動き出した。家屋買取にあつては「其ノ価格等ニ付キ所有主ヨリ苦情百出容易

二決セサリシカ其ノ利害ヲ論シ遂ニ予定ノ区域即チ病毒潜伏ノ虞アル家屋十三棟此戸数四十四戸建坪二百六十八坪一合二勺ノ建物ニ対シ七千七拾円七拾銭ノ県費ヲ以テ買上ノ手續ヲ了シ、明治三三（一九〇〇）年四月一〇日から三日をかけて家屋の焼却処分を完遂した。³⁸

横浜市の家屋焼却処分については、明治三五（一九〇二）年一〇月三〇日、同市海岸通五丁目にある家屋の焼却処分が執行され、翌月九日に完了している。この家屋焼却処分の顛末は神奈川県警察部編纂の『神奈川県ペスト流行史』に詳しい。該書によれば、横浜市海岸通五丁目において初めてペスト患者が確認されたのは明治三五年一〇月五日のことである。これは横浜市のみならず神奈川県において発生した最初のペスト患者でもあった。それゆえ、横浜市民は「驚愕恐怖ノ念ニ駆ラル、ニ至」り、大きく動揺する。神奈川県と横浜市は、「共ニ徹宵之レガ予防消毒ニ努力」するも連日陸続として患者が発生する状況下において、当該地区に深く根を張るペスト病毒は「到底単純ナル藥物消毒ノミニテハ病毒ヲ絶滅スルノ不可能ナル」ことを認め、「断然同地区ノ全部ヲ焼却スル」ことに決した。横浜市では臨時市会が開かれ、衛生費五万三二八九円の追加予算案が可決され、家屋焼却処分に係る経費が確保されたことから、病毒汚染の恐れのない家屋又は消毒法により病毒除去可能な家屋を除き、戸数計一八七戸・建坪計一五〇八坪の家屋の買収並びに焼却計画が進行する。家屋買収交渉においては「家主ノ要求過大ニシテ且ツ地主モ亦容易ニ譲歩セス為メニ之レガ処置ニ関シ非常ナル困難ヲ生起」するも、交渉が粘り強く継続され、一〇月二七日、家主総代と市当局が会談し、遂に交渉が成立した。家主総代は、家屋買収評定価格二万二〇〇〇余円に対し、四万二〇〇〇円を市当局に要求したが、両者は互いに譲歩して三万三〇〇〇円での家屋買収にて合意した。これによって、対象家屋の買収と焼却処分が実行に移されたのである。³⁹

以上、本節で論じてきたように、明治三二（一八九九）年にペストは内地に伝播し、各地に拡散した。内務省は、

ペストの防疫にあたり、防疫の重点を鼠族の駆除におき、買収や懸賞による鼠族の駆除を推し進めた。明治三八（一九〇五）年に伝染病予防法が改正され、鼠族の駆除が市町村の責務とされるとともに、ペスト病毒汚染家屋に対する「別段ノ処分」、つまり焼却処分等の執行権限が地方長官に与えられた。この焼却処分等の執行を法律で規定した背景には、神戸市や横浜市において個人の所有権を侵害する焼却処分が法律上の根拠なく行われており、かかる違法状態を是正することであった。それゆえ、改正伝染病予防法第一九条ノ二は、①家屋焼却処分等を「別段ノ処分」と表記して地方長官に当該処分の執行権を与えること、②当該処分を執行するにあたっては関係市町村会の意見を聴き、内務大臣の認可を得るといふ執行手続、③損害を受けた建物の所有者に対する補償義務を明文化したのである。

日本統治下の台湾においては、内地にペストが伝播・拡散する以前よりペストが流行していた。台湾は内地と異なる法域に置かれたことから、内地の法令たる伝染病予防規則や伝染病予防法が台湾に自動的に施行されることはない。「六三三法」（明治二九年公布）、「三一法」（明治三九年公布）、「法三三号」（大正一〇年公布）と通称された「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」は、台湾総督に法律の効力を有する命令^⑩律令の制定権を与えるとともに、法律の全部又は一部を台湾に施行する場合は勅令により定めることを規定した^⑪。大正一四（一九二五）年一二月勅令第三三一号「質屋取締法外二十件施行ニ関スル勅令中改正」^⑫（後に「行政諸法台湾施行令」と改称^⑬）に依拠して伝染病予防法が台湾に施行されたのは大正一五（一九二六）年四月一日のことであった^⑭。ペストの流行に直面した台湾総督府は内地法を参照しながら「律令」を中核に据えた伝染病予防法制を構築していくことになる。

二、家屋取毀の根拠法令―台湾家屋建築規則及び台湾ペスト病汚染物処分規則

日本統治下台湾におけるペストの流行は、明治二九（一八九六）年の台南県安平街での患者発生を嚆矢とし、大正六（一九一七）年の流行を最後として抑制された。第二表によれば、二二年間にわたる流行期において、ペスト患者は三万六八八人、死者は二万四〇七三人であり、致死率は八〇パーセントに達した。台湾のペストによる損失は、実に内地のそのの一〇倍以上の規模であった。ペストが最も猖獗を極めた年は、明治三四（一九〇一）年であり、患者四四九六六人、死者三六七〇人におよんでおり、これに明治三七（一九〇四）年、明治三九（一九〇六）年、明治三二（一八九九）年、明治四〇（一九〇七）年と続く。ペストの流行は、内地と同様に、明治期が中心であり、一九〇〇年代が最盛期であった。

内務省伝染病研究所技手より台湾総督府防疫医官となり、ペストの防疫事務に従事した倉岡彦助⁽⁴⁾が執筆した『台湾ニ於ケルペストノ流行学的研究』（一九二〇年）によれば、台湾へのペスト病毒侵襲経路は五次に分類される。第一次は、明治二九（一八九六）年に厦門地方より安平街に侵入し、同年五月より流行を始め、「南部ニ於ケル禍根」となったもの、第二次は同年九月厦門地方より淡水港を経由して台北市街に入り、「北部ニ於ケル流行ノ源泉」となったもの、第三次は翌（一八九七）年厦門地方より鹿港に侵入して「中部流行ノ素因」を作ったもの、第四次は大正三（一九一四）年対岸地方より侵入し、同年七月から八月にかけて、台北大稻埕において流行を来したものの、第五次は大正五（一九一六）年七月初旬に対岸福州地方より淡水街を襲ったもの、である。第四次と第五次の侵襲については、ペスト病毒の「発見ノ早カリシト防遏方法ノ敏速且ツ周密ナリシトニ由リ」、速やかに撲滅することができたが、第一次から第三次において侵入したペスト病毒は、漸次、各地方に伝播して、東海岸（花蓮港、

第2表 台湾におけるベスト患者及び死者（明治29年～大正6年）

年	患者	死者	年	患者	死者
明治29	258	157	明治41	1,270	1,059
明治30	730	566	明治42	1,026	848
明治31	1,233	882	明治43	19	18
明治32	2,637	1,995	明治44	380	334
明治33	1,079	809	大正1	223	185
明治34	4,496	3,670	大正2	136	125
明治35	2,308	1,853	大正3	567	488
明治36	885	708	大正4	74	66
明治37	4,494	3,370	大正5	5	4
明治38	2,388	2,090	大正6	7	7
明治39	3,267	2,604	総計	30,068	24,073
明治40	2,586	2,235			

（出典）明治29年の数値は倉岡彦助「「ペスト」流行ニ就テ（一）」（『台湾統計協会雑誌』第128号、1916年、10頁～11頁）、明治30年から大正6年までの数値は『台湾総督府統計書』各年度による。

台東）と南端地方（恒春）を除き、台湾全域において蔓延し、「其ノ侵襲地ノ多クハ数年永キハ十数年ニ亘リテ流行ヲ反覆シ恰モ地方病ナルカノ觀ヲ呈スル」に至る。とりわけベスト流行の被害が大きかった地域は、台南庁（患者七一二六人、以下同）、嘉義庁（六九五三人）、台北庁（六六〇二人）、塩水港庁（三四七八人）、鳳山庁（一八八三人）である。台湾全島規模におよぶベスト流行に転機が訪れたのは明治四一（一九〇八）年以降のことであった。ペストは、明治二九年から明治四〇（一九〇九）年までは台湾の北部（台北）と南部（台南・嘉義・塩水港）を中心として台湾各地で蔓延したが、明治四一（一九〇八）年以降、台北庁と台中庁で散発的な流行があったほかは、ほぼ嘉義庁管内に局限されていくのである。⁽⁴⁵⁾

台湾におけるベスト対策の基本法令となったのは、明治二九（一八九六）年一〇月に律令第八号をもって公布された「台湾伝染病予防規則」（以

下、「予防規則」とする)である。「予防規則」の適用対象となる伝染病は、コレラ、ペスト、赤痢、痘瘡、発疹チフス、腸チフス、ジフテリア及び猩紅熱の八種であり、ペスト対策は「予防規則」に基づき実施されていく。⁽⁴⁶⁾「予防規則」の律令案が衛生課より立案されたのは、明治二十九年六月三〇日のことである。拓殖務大臣への稟申案に「伝染病ノ予防ハ最モ緊要ノ事ニ属シ随テ之カ法規ヲ設ルノ必要アルヤ論ヲ俟タス」とあるように、律令案の制定目的は、同年五月に台南県安平街にペストが発生し各地に拡散しているにもかかわらず、台湾総督府が依拠する伝染病予防に係る基本法令を有していない状況を打開することにあった。⁽⁴⁷⁾

「予防規則」は、全一条の簡易な編成となっている。同じく拓殖務大臣への稟申案には、台湾には「未タ予防消毒法施行ノ責ニ任スル自治団体モ無之候ニ付今遽カニ精密ナル法規ヲ設クルモ施行ノ上徒ラニ困難ナル而已ニシテ到底十分ノ効果ヲ収メ能ハサルノ虞アルヲ以テ目下ノ情勢ニ照シテ予防消毒ノ施行ニ就テハ専ラ本島ノ民情ヲ斟酌シ勉テ繁ヲ避ケ簡易ヲ主トシ之ヲ編成」したとの記載がある。すなわち、「予防規則」の編成は、伝染病予防消毒法の施行を担う住民の自治団体が欠落している状況においては精密な法令の実施は困難であり、かつ、防疫の効果を得ることはできないという総督府の認識を反映したものであった。したがって、伝染病予防消毒法施行の主体は行政となる。総督府は、伝染病予防消毒法の施行にあたって「総テ当該官吏ヲシテ其衝ニ当ルノ方針」を掲げ、「予防規則」第三条において「伝染病者アリタルトキ患者死者ノ処置及消毒ニ関スル事項ハ総テ掛リ官吏ノ指揮ニ従フヘシ」とし、当該官吏の指揮に従わない者には「二円以上二〇円以下ノ罰金」を科すことにより、この方針を具体化した。⁽⁴⁸⁾

「予防規則」のほか、ペスト防疫対策の柱となった法令は、総督府が明治二九(一八九六)年七月に訓令第七三号をもって公布した「伝染病予防消毒心得」(以下、「心得」とする)である。「心得」は、全三二条で構成され、

「警察官吏」及び「憲兵」を伝染病流行時の防疫対策を指揮する「掛り官吏」と位置づけるとともに、八種伝染病毎に消毒法と隔離法の実施手順を定めたものである。「予防規則」と「心得」により、ペスト流行時には、警察官吏等が患家に臨み患者の居室・被服及び便所等に対する消毒法と、患者を隔離病舎に送致し、患家や近隣一帯の交通を遮断する隔離法を執行するとともに、各戸を巡視し患者の有無を確認する、いわゆる検疫的戸口調査を実施した。「心得」には、ペスト予防法として「家屋内ニ於テ斃鼠アルトキハ直ニ之ヲ焼却スルコト」が掲げられ、保菌の可能性のある斃鼠への対処法が規定されている。だが、買収や懸賞による組織的な鼠族駆除法の実施は、明治三五（一九〇二）年以降のことであり、内地よりも対応が遅れた。この理由としては、総督府が防疫対策を実施するにあたり直面した「困難ナリシ事情」として「ペスト」ノ発生ハ領台ノ翌年ニ在リテ当時土匪ハ尚ホ各所ニ出没シ警察権ハ普ク全島ニ行ハレサリシコト⁵⁰をあげているように、防疫措置の中核を担う警察官吏が抗日武装勢力への対応に割かれていたことがあった。明治三五年にいたって総督府が抗日武装勢力の鎮圧をほとんど完了したことは、民政方面への警察官吏の動員がより促進されていくことを意味する。

こうした事情を背景の一つとして、総督府のペスト防疫措置は、明治三五（一九〇二）年を境にして二期に大別される。明治三四（一九〇一）年以前においては「専ラペスト患者ヲ発見シテ之ヲ隔離シ患家ヲ消毒スルコトニ努メタ」が、明治三五年以後においては「鼠族ノ駆除ヲ以テ防疫ノ大方針」と定め、「不潔家屋ノ取毀市区ノ改正ヲ併行」し、「之ニ兼ルニ隔離消毒ノ方法」を行うよう方針を転換したのである。この方針転換によって、台北、台南、安平の三市街においては鼠一頭につき五錢にて買収したり、懸賞抽籤法を設けて捕鼠を奨励したりしたほか、他の地域においては保甲制度を利用して捕鼠規約を設けさせ、毎月毎月一定数の鼠族を捕獲し提出することを義務化し、規定の頭数に達しない場合は過怠金を徴収することも行われた。⁵² 明治三六（一九〇三）年までに全地方庁

二〇庁のうち一八庁（台北・深坑・桃園・新竹・嘉義・塩水港・台南・鳳山・基隆・宜蘭・苗栗・台中・彰化・南投・斗六・阿緜・恒春・澎湖）において鼠族駆除法が実施され、明治三九（一九〇六）年に蕃薯寮庁が、明治四一（一九〇八）年に台東庁が鼠族の駆除を開始したことで、総督府の管轄する全地域において鼠族の駆除が推し進められていくことになった。これにより、例えば明治三五年から大正四（一九一五）年までに捕獲された鼠族は実に四七〇七万頭にもおよんだのである。⁽³⁵⁾

総督府は、ペスト防疫対策として、鼠族の駆除を推進すると同時に、「台湾人ノ家屋ト其ノ市街ハ極メテ不潔狹隘暗黒ニシテ最モ本病ノ流行ニ適當ナリ」との認識から鼠族の巢窟とみなす家屋と市街の改良に乗り出す。台湾総督府民政部が大正二年（一九一三）年に発行した『台湾衛生概要』は、いわゆる「ペスト家屋」の構造と当該家屋への対策について次のように述べている。

普通ノ台湾家屋ハ煉瓦又ハ木材ヲ使用スルコト甚タ少ナク其ノ牆壁ハ尽ク土磚ヨリ成リ其ノ步床ニハ方形若ハ六角形ノ板瓦ヲ敷キタルモノ多キカ為牆壁ト床下ニハ縦横ニ鼠族ノ交通路ヲ開キ巢窟ヲ作レルヲ見ル故ニ台湾ニ於テハ所謂「ペスト家屋」ナルモノ頗ル多数ナリキ而シテ是等ノ家屋中ニハ家豚家鶏等ト同棲スルアリ甚シキニ至リテハ数頭ノ水牛ノ家族ト雑居スルモノヲモ見タルコト稀ナラス斯ノ如キ状況ナリシヲ以テ一面ニ於テハ市区改正ヲ行ヒ一面ニハ家屋建築規則及ペスト汚染物取締規則^(マテ)ニ依リ不潔家屋及ペスト家屋ノ取毀ヲ断行シタリ⁽³⁶⁾

ここからは、台湾の家屋が構造上の要因から鼠族の巢窟となり易いこと、鼠族の巢窟を抱える「ペスト家屋」が

台湾には多数存在することと、当該家屋に対しては市区改正のほか、「家屋建築規則」と「ペスト汚染物取締規則」による家屋の取毀措置を断行したことがわかる。ここでいう「家屋建築規則」とは、明治三三（一九〇〇）年八月に律令第一四号をもって公布された「台湾家屋建築規則」（以下、「建築規則」とする）を指し、⁽⁵⁶⁾「ペスト汚染物取締規則」とは、明治四一（一九〇八）年二月に律令第二号をもって公布された「台湾ペスト病汚染物処分規則」（以下、「処分規則」とする）を指す。⁽⁵⁷⁾以下、家屋取毀に法的根拠を与えた「建築規則」と「処分規則」の制定過程と内容について確認していくことにしよう。

「建築規則」律令案は、明治三三（一九〇〇）年五月十五日付で兎玉源太郎総督より主務省である内務省に送られ、七月六日、西郷従道内務大臣より閣議請議され、閣議決定（七月二八日）及び裁可（七月三一日）を経て、八月一二日に公布されている。閣議請議書に付された律令案提出の「理由書」によれば、律令案の制定目的は、台湾における「人家稠密店舗櫛比」の不整頓な市街地と「粗糙不規律ナル」家屋が、交通上の不便を生み出すとともに「往々ニシテ悪疫発生ノ素因」となっていることと、暴風雨等の災害時に崩壊の危険性が高いことを踏まえ、公衆衛生や公安の観点から、家屋の建築等に制限を加えて改良をはかることにあった。⁽⁵⁷⁾

「建築規則」は、家屋を建築する際には事前に平面図・配置図・側面図・断面図・矩計図等の書類を地方官庁に提出し、地方長官の許可を得ること（第一条）、建築した家屋は地方官庁の検査を経なければ使用できないこと（第二条）、道路に沿って建築する家屋は「檐庇アル歩道（亭仔脚）」を設置しなければならないこと（第四条）を規定したほか、第三条において地方長官に家屋の改造、修補又は取毀に係る命令権を与えた。

第三条 地方長官ハ左ノ場合ニ於テ期限ヲ定メ家屋ノ改造、修補又ハ取毀ヲ命スルコトヲ得

- 一 公益ノ為必要アリト認メタルトキ
- 二 危険ノ虞アリト認メタルトキ
- 三 健康ニ害アリト認メタルトキ
- 四 此規則若ハ此規則ニ基キ発布シタル命令ニ背キ又ハ第一条ニ依リ許可ヲ受ケタル事項ニ違ヒタルトキ

この規定の運用上の特徴としては、家屋取毀という強権的な措置にもかかわらず、地方長官の専権事項となっており、総督の認可を求めていることと、命令履行により生じた損失に対する補償制度がないことである。さらに、家屋の改造、修補又は取毀の命令を受けた家主が命令を履行しない場合には行政代執行が行われ、これに要した費用を義務者から徴収し、義務者が費用を納付しない場合は「台湾租税滞納処分規則」により強制徴収することが可能であった（第五条）。第三節で詳述するが、台北庁は、ペスト防疫対策として、「建築規則」第三条第三号に基づき、家屋の取毀措置を断行するのである。

「建築規則」の律令案中、損失に対する補償制度が用意されていないことについては、内務省から疑義が示されていた。明治三三（一九〇〇）年六月六日付で森田茂吉内務省台湾課長は後藤新平民政長官宛に照会文を發している。森田は、「建築規則」律令案第三条第一号の「公益ノ為必要アリト認メタルトキ」とは「其範圍漠然タルノ嫌アリ公益上必要ノ為私人ノ所有權ヲ侵害シ得ルハ国法上当然ナルモ其損害ニ対シ相当ノ支給アルハ勿論ナリトス然ルニ本令ノ如キ仮令公益上必要ナリト雖モ私人ノ費用ヲ以テ其家屋ノ取毀等ヲ命シ何等ノ補償ナキハ下水規則ノ如キ他律令ト權衡ヲ失スル」のではないかと質す。この照会に対して、後藤は、六月二三日付で「損害補償ノ規定

ヲ設ケサリシハ下水規則ノ如ク土地家屋ヲ収用使用シ若ハ変更スルカ為私人ノ財産ヲ減少シタル丈ケ国家カ其利益ヲ享受スル場合」と異なるので、損害補償の規定を設けていない、と回答している。⁽⁵⁸⁾ すなわち、国家が私人に対して家屋の修補又は取毀を命じるだけで、国家が私人の土地や家屋を使用したり、収用したりして利益を得るわけではないので補償は不要である、との論理である。

この往復文書に登場する「下水規則」とは、明治三二（一八九九）年四月に律令第六号をもって公布された「台湾下水規則」（以下、「下水規則」とする）のことである。「下水規則」律令案は、明治三一（一八九八）年二月九日付で児玉総督より内務省に送られたのち、総督府と内務省との折衝を経て、明治三二年二月一七日に西郷内務大臣より閣議請議され、閣議決定（三月二五日）及び裁可（三月三〇日）を得て、四月一九日に公布された。「下水規則」第七条は「地方官庁ニ於テ公共下水工事ノ為土地建物ヲ収用又ハ使用シ若ハ之ヲ変更スルコトヲ必要トスルトキハ其土地ノ業主又ハ建物ノ所有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス但之カ為特ニ生シタル損失ハ補償スルコトアルヘシ」と規定し、地方官庁が公共下水工事を行うという目的のもとで強制的に土地建物の収用又は使用することを認め、それにより生じた損失に対して補償できる枠組みを整えている。⁽⁵⁹⁾

しかし、この規定中、補償に係る文言、つまり「補償スルコトアルヘシ」との文言について、内務省は総督府に対し疑問を呈す。明治三二（一八九九）年一月一〇日、森田内務省台湾課長は、後藤民政長官に対して「下水規則第七条但書ニ「補償スルコトアルヘシ」トアリヤ、苛酷ノ嫌アリ其理由並補償セサルハ如何ナル場合ヲ云フ乎」との照会電報を打つ。これを受けて、一月一四日付で後藤民政長官は、森田台湾課長に対して次のように回答した。

台湾ノ清国版図タリシ日ニ於テハ官ノ事業若ハ公共事業ニ対シテハ人民ニ補償スルノ制ナク人民亦之ヲ要求セ

サルヲ当然ノコト、セリ然ルニ我版図ニ入りテヨリ諸事寛大ニ官府ハ人民ノ權利ヲ害セサルヲ旨トスルニ依リ恩ニ狃レ易キ土人ハ不当ノコトヲモ官ニ要求スルノ弊ヲ生セリ故ニ若總テ之ヲ補償スルモノト規定スルトキハ公共心ニ乏シキ土人等ハ瑣細ノコトヲモ之ヲ請求シ官庁ハ其繁ニ堪ヘサルノ恐アリ是レ特ニ生シタル損失ハ之ヲ補償スルノ精神ナルモ之ヲ公然人民ノ權利ト發表セサル所以ナリ⁽⁸⁾

「下水規則」第七条但書きの「補償スルコトアルヘシ」との文言は、地方官庁に補償義務を課すものではなく、補償を行うか否かの裁量権を与えるものである。したがって、内務省は、総督府に対して、この「苛酷」な取扱いを行う理由と、如何なる場合に補償を行わないのかについて照会をかけたのである。総督府の回答は、基本的に発生した損失は「補償スルノ精神」であるも、補償することを「公然人民ノ權利」と認めないとの方針により、「補償スルコトアルヘシ」との文言を採用したというものであった。「公然人民ノ權利」として認めない背景には、清国統治下の台湾においては官営事業や公共事業を実施する際に「人民ニ補償スルノ制」なく、かつ、「人民亦之ヲ要求セサルヲ当然ノコト」にしていたという「旧慣」の論理と、補償を人民の権利として認めることによる補償請求の拡大に歯止めをかける意図があった。ここで特に注目すべきことは、私権侵害に伴い生じた損害の補償請求に係る「権利」を認めないことを正当化する根拠として「旧慣」が利用されていることである。この「旧慣」を利用した権利付与制限の論理は、後述するとおり、「建築規則」における補償規定の除外を支えた根拠の一つでもあった。

明治三八（一九〇五）年の伝染病予防法の一部改正及び関連法令の施行により、内地においては、ペスト等の伝染病毒に汚染された建物に対する焼却等の「別段ノ処分」を可能とする法制度が成立した。かかる動向を背景とし

て、台湾総督府においてもペスト病毒に汚染された家屋等の取扱に係る法制度の検討が始まる。「処分規則」の律令案は、明治四〇（一九〇七）年七月三十一日に佐久間左馬太総督より内務省に送られ、同年八月二十七日に原敬内務大臣より閣議請議されたのち、総督府と法制局との折衝を通じて修正が加えられ、この修正案が閣議決定（明治四十一年一月十五日）及び裁可（一月十七日）を経て、二月一三日に公布された。⁽⁶⁾「処分規則」は、全三条と附則で構成されている。

第一条 ペスト病毒ニ汚染シタル建物其ノ他ノ物件ニシテ消毒方法ノ施行ニ適当ナラスト認ムルモノハ庁長ニ

於テ台湾総督ノ認可ヲ得テ期限ヲ定メ建物ノ全部若ハ一部ノ取毀又ハ其ノ他ノ物件ノ焼却ヲ命スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル建物又ハ其他ノ物件ノ所有者ニハ手当金ヲ交付スルコトヲ得

第二条 建物ノ全部若ハ一部ノ取毀又ハ物件ノ焼却ヲ命セラレタル者其ノ命令ヲ履行セサルトキハ庁長ハ地方

税ヲ以テ之ヲ施行シ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴収スルコトヲ得

第三条 此ノ規則ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ハ台湾総督之ヲ定ム

附 則

此ノ規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「処分規則」律令案の閣議請議資料には「参照」として伝染病予防法第十九条ノ二が載せられており、該規定が「処分規則」の制定過程において意識されていたことは明らかである。⁽⁶⁾ただ、両者の内容を比較すると、次の三つの違いを見出せる。

第一に、家屋取毀等処分の手続きである。内地においては、地方長官が関係市町村会の意見を聴取したのち内務大臣に上申して認可を得るのに対して、台湾では、庁長が台湾総督に上申して認可を得る。それゆえ、内地の方が処分対象となる住民や地域に配慮した執行手続きとなっている。第二に、手当金交付の性格である。内地では「所有者二手当金ヲ交付スヘシ」となっており、手当金の交付は行政の義務である。他方、台湾では「所有者ニハ手当金ヲ交付スルコトヲ得」として、手当金の交付は行政の裁量に委ねられており、手当金が交付されない場合もあり得る。第三に、家屋取毀等処分の実施主体である。内地の規定では、「地方長官ハ……建物ニ対シ別段ノ処分ヲ行フ」とし、処分の実施主体は地方長官である。他方、台湾の規定では「庁長ニ於テ……建物ノ全部若ハ一部ノ取毀又ハ其ノ他ノ物件ノ焼却ヲ命スルコトヲ得」とする。庁長は、家屋の取毀等処分を命じるのであり、処分の実施主体は家屋等の所有者である。すなわち、内地においては、家屋の取毀等の処分は行政が実施し、それに伴い生じた損害に対して手当金が交付される。それに対して、台湾においては、家屋の取毀等は所有者自身が行い、それに伴い生じた損害に対しては手当金が交付されない場合があるにとどまらず、命令を履行しない場合は行政代執行が実施され、これに要した経費は義務者より徴収することができたのである。この両者の差異は、伝染病予防法が大正一五(一九二〇)年四月一日に台湾に施行されると同時に、「処分規則」が廃止されるまで続く⁽⁸⁾。

「処分規則」は、伝染病予防法第一九条ノ二と比較すると、手続がより簡易であるとともに、被処分者の負担がより重くなっている。しかし、「建築規則」と比べると、処分の手続上及び被処分者の負担上においても手厚くなっている。それは「建築規則」が家屋取毀等の処分にあたっては総督の認可を必要とせず地方長官の専断事項となっており、かつ、補償制度を設けていないからである。「処分規則」は、補償制度を用意したが、実は、内務大臣より閣議請議された総督府の原案(以下、総督府案とする)には取毀命令を受けた家屋所有者への補償規定は存在し

ていなかった。この補償規定は、総督府案が法制局の審査に回されたのち、総督府と法制局との折衝を経て追加されたものであった。

法制局との折衝の任にあたったのは、齋藤愛二総督府参事官であった。明治四〇（一九〇七）年一〇月四日、在京の齋藤は、楠正秋総督府参事官に「ペスト病毒汚染物ニ関スル律令案ハ補償ヲ与フル条項ヲ置カサレハ法制局通過ノ見込ナシ撤回スヘキヤ」との照会電報を発した。総督府案は、補償規定をめぐって法制局の反対に直面したのである。この照会への回答として、楠は、七日、齋藤に「ペストニ関スル律令案ハ家屋建築規則ニ同様ノ場合ニ補償ナク取毀ヲ命スル規定アリ右ハ主トシテ旧慣ニ依リタルモノニシテ実行上差支ナシ」と打電した。この返電によれば、総督府案に補償規定を設けないのは、上述の「下水規則」律令案に係る総督府と内務省との折衝過程にて明示された「旧慣」の論理に基づくものであり、「建築規則」における補償規定の除外もまたこの「旧慣」が根拠の一つとなっていたのである。こうして、楠は、齋藤に法制局を説得して総督府案を通過させるよう依頼する。一日、楠は交渉の進捗具合につき確認の電報を打っているが、一八日の齋藤からの返電は「多数ノ意見トシテ九分通見込ナシ」というものであった。⁽⁶⁵⁾

楠は、総督府案通過の見通しが立たないことを踏まえて、一〇月二三日、齋藤に対して「ペスト汚染家屋ニ関スル律令案通過ノ見込ナクハ長官又ハ総長ノ上京迄該案ヲ否決セス其俟法制局ニ預リ置ク様其筋御交渉ヲ乞フ」と打電した。⁽⁶⁵⁾ここに至って、総督府は、祝辰巳民政長官又は大島久満次警視総長を上京させて法制局と直接交渉を行わせることに決したのである。事実上、十一月一〇日、祝が上京の途に就いており、⁽⁶⁶⁾法制局との折衝を重ね、一二月一日、大島に交渉結果を打電している。

ペスト病毒汚染物焼却ニ関スル律令ハ再三交渉シタルガ法制局ノ主張ハ家屋建築規則ニ無償ノ規定アルモ之レハ三十三年ノ制定ナリ其ノ後牛疫^(マ)予防規則ニ於テハ督府モ賠償主義ヲ採ルニ至リ市区改正ニ付テモ同様ナリト聞ク然ルニ今回又無償ノ規定ヲ発スルハ後戻リナリ賠償ノ金額ニ至リテハ何程ニテモ督府ガ相当ト認ムル処ニ任カスモ全ク無償ニテスルコトノ規定ハ同意シ難シトノ事ニテ通過困難ナリ多少讓歩ノ要アリト思フ詮議アリタシ⁽⁶⁾

祝の交渉を経て、総督府案に対する法制局の同意を得ることはできなかった。法制局は、「建築規則」には補償規定が設けられていないとしても、その後「牛疫^(マ)予防規則」においては「賠償主義」を採るとともに、市区改正に伴う家屋の取毀等の処分もまた「賠償主義」が採られていることを理由として、「後戻リ」となる総督府案を拒否したのである。ただ、補償の金額については総督府の裁量に委ねるとした。これにより、祝は大島に「讓歩」の必要を説いたのである。しかし、大島は、一二月一三日、祝に電報を打ち、法制局の見解に反論する。

ペスト病毒汚染物処分ニ関スル律令ニ付テハ法制局ニ誤解アリト存ス何トナレハ家屋建築規則ハ三十三年八月獸疫予防規則ハ三十二年三月ノ発布ナリ又市区改正ニ付キ賠償ヲ為スハ普通家屋ニ限り規則第三条ノ各号ニ該当スルモノハ依然無償ノ筈ニテ主義ノ變更ニモ後戻リニモアラサレバ今一応強テ通過方御配慮相成タシ夫ニテモ法制局尙了解致サズハ讓歩スルヨリ寧ロ撤回相成リタシ⁽⁶⁸⁾

大島は、法制局が指摘する「賠償主義」からの「後戻リ」に対して、次の二つの事柄から反論した。第一に、「牛

「疫予防規則」との法令名称を「獣疫予防規則」に正したうえで、時間的に「建築規則」より前に公布された「疫予防規則」を根拠として「賠償主義」からの「後戻り」を説明できない、というものである。確かに、獣疫予防規則は、「建築規則」公布より前の明治三三（一八九九）年三月に律令第四号をもって公布されており、また獣疫に感染した獣類の撲殺命令等を履行した際に「台湾総督ノ定メタル標準額ノ範圍内ニ於テ手当金ヲ下付スルコトヲ得」との規定を具えたものであった。^⑧ 第二に、市区改正に伴う補償は「普通家屋」に限定しており、上述の「建築規則」第三条各号に該当するものは「依然無償ノ筈」であることから「後戻り」との指摘には当たらない、というものである。これらをもって、大島は祝に対して総督府案通過のための交渉継続を強く要望し、それでも法制局の了解を得られない場合は総督府案を取り下げると断言したのである。

一二月一七日、祝は大島に対して打電し、第二の事柄に関する認識の誤りを指摘する。祝は「ペスト病毒汚染物処分ノ件貴電ニヨレハ市区改正ニ付賠償ハ普通ノ家屋ニ限り三条ノ各号ニ当ルモノハ依然無償ノ筈トノコトナルモ右ハ誤レリト思フ」と切り出す。続けて、

其次第八昨年初メマテ無償ニテ家屋ヲ破壊シ来リシモ私権侵害ノ声高ク当底旧慣ナリトシテ継続シ兼ルニ至リ
将来ハ賠償ノ方針ヲ取ルヘク財源ノ工夫サヘ付ケハ従来ノ分迄モ何トカセント云フコトニ改メラレタルナリ当
夏台北ニテ不潔家屋ノ破壊ヲナシタルハ流行激シカリシ後ニテ家屋所有者カ苦情ヲ云フモ同情ヲ引カサル弱点
ヲ利用シタルニ過キス之カ為メ無償ノ方針ニ返リタルモノトハ見ルヘカラス^⑩

と、率直に述べている。大島と祝の往復電報からは、①明治三九（一九〇六）年の初めまでは市区改正につき「建

「築規則」第三条各号に該当する家屋は「無償」で破壊してきたが、私権侵害との批判が高まり、これを「旧慣」の論理に依拠して説明できなくなったことから、「賠償主義」の方針に転換したこと、②財源が確保できれば、これまで破壊してきた家屋に対する補償も行うこと、③明治四〇（一九〇七）年の夏に台北において実施された「不潔家屋」の「無償」破壊は台北でのペスト大流行後の混乱に乗じた例外的な措置であったことが読み取れる。これらであることを踏まえて、祝は「賠償」方針は生きており、「無償」方針に後戻りしたわけではない、と述べたのである。

さらに、祝は、同電報において「法制局ノ意見モ聞キ尚熟考スルニペストニ感染スルハ必スシモ患者ノ不注意ニノミ帰スヘカラス罹病已ニ感ムヘシ其上無償ニテ家屋ヲ毀シ動産ヲ焼クコトハ余リニ惨酷ニ思ハル」と、ペスト患者の置かれる境遇に思いを致し、「讓歩スル方可ナランカトノ考ヲ起シタ」として、大島に対して「再考」を求めたのである。祝からの電報を受けて、大島も折れ、府内において補償規定を追加した修正案が作成され、一二月二日に祝に向けて送られた。その後、祝と法制局との折衝において若干の修正が加えられたのち、「処分規則」は、明治四一（一九〇八）年二月二三日に遂に施行されるにいたった。

「処分規則」の施行にあわせて、関連法令として、明治四一（一九〇八）年二月府令第六号「台湾ペスト病毒汚染物処分規則施行規則」（以下、「施行規則」とする）が施行されている。「施行規則」は、庁長が家屋取毀等を命じる場合、その事由と期限を記した命令書を所有者に交付することや、家屋の取毀等により損害を受けた建物等の所有者に交付する手当金額（国庫負担）について庁長が総督の認可を得て決定することを規定した。¹⁴この手当金額の決定においても内地法令（明治三八年六月内務省令第二二号「伝染病予防法ニ依ル手当金ニ関スル件」）との差異がある。内地法令では、手当金は「時価ヲ参酌シテ」決定するが、「施行規則」の規定上、これに該当する文言がない。「施行規則」の原案では「庁長時価ヲ参酌シ」との文言が入っていたが、制定過程において削除されてい

る。⁷²すなわち、「処分規則」による家屋取毀等に対する手当金に関しては、規定上、そもそも交付しないという選択が可能であっただけでなく、交付する場合の金額の決定に際して「時価」という縛りがなく総督府の裁量に委ねられていたのである。

以上、「建築規則」と「処分規則」の制定過程と内容を検討してきた。家屋取毀等に伴い生じた損害については、「建築規則」では補償規定はなく、「処分規則」では補償規定はあるも補償を義務化したものではなかった。ただ、総督府は、明治三九（一九〇六）年に私権侵害との批判を受けて「賠償主義」に転換していることもあって、「処分規則」による家屋取毀に対して、実際の運用上、大部分の事案において手当金を交付している。「処分規則」による家屋取毀は、明治四一年以降、台北庁、台中庁、嘉義庁、台南庁で執行されているが、主対象は嘉義庁管内の家屋であった。ペスト防疫対策の一環として、「建築規則」第三条第三号「健康ニ害アリト認メタルトキ」に該当する家屋の取毀が史料上で最初に確認できるのは、明治四〇（一九〇七）年から翌（一九〇八）年にかけて台北庁で執行されたものである。このほか、嘉義庁（明治四三年〜大正元年）や台南庁（明治四四年〜大正元年）でも「建築規則」による家屋取毀の執行が確認できるが、台北庁管内の家屋が主たる対象であった。⁷³明治四〇年は台北庁においてペスト患者一八七人を出す爆発的な流行が発生し、明治四一年以降は、ペストの流行が嘉義庁管内にほぼ局限されていく。⁷⁴そのため、「建築規則」と「処分規則」による家屋取毀措置は、ペスト病毒が深く浸透した地域を対象として、病毒の根本的な除去をはかるものであって、総督府のペスト防疫対策の仕上げに位置づけられるものであった。次節では、家屋取毀の実状について検討していく。

三、家屋取毀の実施状況

明治四〇（一九〇七）年の夏、台北庁において、「建築規則」第三条第三号に該当する家屋の取毀が断行された。この措置は、総督府の掲げた「賠償主義」に違うものであったが、ベスト大流行後の混乱のなかで「家屋所有者カ苦情ヲ云フモ同情ヲ引カサル弱点ヲ利用」して実施されたものであった。

「建築規則」による家屋取毀は、庁長の専管事項であったことから、台北庁主導で実施された。明治四〇（一九〇七）年八月二三日、佐藤友熊台北庁長は、佐久間左馬太総督宛に「建築規則」第三条第三号による家屋取毀に係る報告書を提出している。⁽⁷⁵⁾この報告書に依拠して、家屋取毀命令を発するに至った経緯と家屋取毀の実施手順について確認していくことにしよう。

台北庁管内におけるベストについては、明治二九（一八九六）年以来継続的に流行しており、予防措置を「百方画策」するも抑制することができず、とりわけ明治四〇（一九〇六）年の流行は「市区改正ノ大部分ヲ完成セル台北城内各街二点発シ其数モ亦例年ニ比シ多数」となった。総督府の膝元であり、かつ、市区改正の大部分が完了している台北城内においてベストが蔓延したことは総督府及び台北庁の危機感を高めるには充分であっただろう。こうしたことから、台北庁では城内の「各民家ニ就キ詳細ノ視察」を実施した。その結果、表通りと裏通りにおける衛生環境の違いが判明する。すなわち、「表通ハ家屋ノ構造稍整フト雖其裏通ニ立入り精査スルトキハ誠ニ不潔ニシテ空氣流通セス日光ノ直射ヲ受クルコトナク殆ント人類ノ住家ト認メ得ベカラサルモノアリ」という状況であった。それゆえ「家屋内全体湿氣ヲ帯ヒ最モ鼠族ノ棲息ニ適」する環境が醸成されることとなり、「如何ニ嚴重ナル消毒法ヲ施シ鼠族ノ駆除ヲ勵行スルモ其効ナシト認タル」家屋が城内において三三四戸検出されるに至る。台北庁

は、これらの「不潔家屋」を「建築規則」第三条第三号に該当すると認められるとし、取毀命令を発するのは「適法適切ノ措置ト思料シ之ヲ決行」したのである。⁷⁶

台北庁は、家屋取毀の手順として、これら「不潔家屋」の取毀命令を一挙に発出することは「住民ノ困苦甚シカルベキヲ慮リ」、取毀対象家屋がある地区と取毀の時期を分けて、段階的に実施した。第一期の取毀対象となったのは、府前街、府中街、北門街、石防街の各一丁目にある計五一棟の家屋である。台北庁は、明治四〇（一九〇七）年七月八日、取毀対象となる家屋の所有者と借家人を庁舎に召集して、家屋の取毀の必要性を諭示し、借家人に対しては七月二一日までに移転すること、家屋所有者に対しては借家人が退去後直ちに取毀を行うことを命じた。命令を受けてから二週間の猶予しかなく、借家人の転居先の調査及び転居作業に要する時間や、所有者の取毀準備期間を考えれば、相当強行的な措置である。期限内に命令を履行できたものは一五棟であった。台北庁は、取毀に着手して残りの三六棟の所有者に対して、八月一〇日までに取毀を完了しなかった場合は行政代執行を行うとの命令を発したところ、家屋の取毀は期限内に完了し、行政代執行に至る事態は回避された。台北庁が実施した借家人の転居状況調査によれば、借家人は賃貸家屋の不足により苦情を訴える者が少なくなかったが、転居期限の切迫に伴い、やむなく親族又は知人を頼って一時的に居を移したものが二五世帯、新たに借家を探して転居したものが四六世帯、官舎に移ったものが九世帯、他庁下に移転したものが一世帯であった。ただ、借家人のなかには「二階住ヲナシ又ハ家屋新築中仮小屋ニ移転セル等一時ノ急ヲ補ヒシ状態」に置かれた者もいた。⁷⁷ さらに、報道によれば、立退きを強いられたのは一三世帯（二七五人）であったので、台北庁が転居状況を把握した八一世帯を除く、三二世帯の顛末は不明である。こうして、家屋取毀に付随して、借家人の立退問題が起こったのである。

この立退問題に直面した借家人に対して、行政もメディアも冷淡であった。例えば、明治四〇（一九〇七）年七

月一六日付の『台湾日日新報』（以下、『台日』とする）に掲載された「佐藤庁長談片」によれば、佐藤友熊台北庁長は「取壊家屋の住民が立退所に困り居るは左もあるべし立退所が無いと云ふのを急に立退かしむるは甚だ忍びざる所」と、立退者に同情を示しながらも、「去ればとて延して居れば又此仕事もオジャンとなる」として「元來彼んな家に住つて居るのが間違ひ」と借家人を非難したのである。そして、ペストによって、年間千人の死者を生み出さないためには「思ひ切つた事もやらねばならぬ」ことと、「二週間の猶予は短きに過ぐる如きも従來の例に見るに仮令一箇月二箇月猶予するも其結果は同じ」であることを挙げ、家屋取壊措置と二週間という取壊期限を正当化した。立退きを迫られた借家人の転居先については、「空家は無い無いと云へど今度の立退者位は何うにか成りさうなものなり」と樂觀的な見通しを示し、「マア決定したる事なれば是非共遂行するの外な」いで、「住むに家が無いとて露宿でもする者が出来れば夫れは夫れで別に救助法を尽すの外なかるべし」と、露宿者が出る事態に至れば救助しようという態度を示す⁽⁷⁹⁾。立退者が転居先を探す場合は自助努力に頼るほかなかつたのである。

『台日』は、台北城内の家屋取壊状況について頻繁に報じているが、明治四〇（一九〇七）年七月九日の紙面に載せられた記事「不潔家屋の取払」は、『台日』の家屋取壊措置やそれに伴って発生した立退問題に対する立場をよく示すものである。この記事は、立退きを求められた一―三世帯の人々に対して「事急なる為非常なる迷惑を被むることは元より明かなれど公共衛生の為とあれば万止む得ざる次第にして流行病の為年々多数の生命を奪はる、点より之を見れば一般の被立退者は之が犠牲となり甘んじて命を奉ずべき覚悟なかるべからず」ことを要求する。他方、目下、台北城内外を問わず、空き家の払底が甚だしい状態にあり、「今一時に百余の世帯持が夫れ夫れ身の落付を求むる事は至難に属する」として立退者が転居先をみつめるのは至難であるとの認識を示すも、半年後においてもこの状態が解消する見込みはないことから、「被立退者は一方立退を迫られ其一方に於て入る家もなき窮境

に迫る事或は無しと云ふべからぬも此際充分なる覚悟を持して公共衛生の重きを鑑み至急其処置を施し頑迷なる思想に駆られて過ちなからん事を望む」のである。⁽⁸⁰⁾ また、『台日』は、明治四〇（一九〇七）年七月三十一日の記事「悪疫予防上の注意」において「不潔家屋」の取毀は「悪疫の根本的防疫策として最も有功」であるとして「市民諸君と共に其の實行一日も速かならんことを望」んでいる。⁽⁸¹⁾

このように、行政もメディアも家屋取毀に伴う立退者の置かれた境遇に同情を寄せるも、ペストの防疫のためには、家屋取毀はやむを得ない措置であるとの立場であり、甚だしきにいたっては「元米彼んな家に住つて居るのが間違ひ」として立退者を非難した。家屋取毀による犠牲は、「不潔家屋」がペスト病毒の根源であつて、この家屋の取毀がペストの「根本的防疫策として最も有功」な措置であるとの防疫対策上の意義のみならず、公衆衛生の規範と、「市民」の願いとして措置することによって正当化されていくのである。『台日』の記事「不潔家屋の取払」の結びにおいて「第一期の立退を終り次第続いて二期三期と各街全部に実行せらる、筈なれば他街にて不潔家屋を有するもの及び之に住する者は予め覚悟し置くこと肝要なるべし」との予告と警告がなされているように、⁽⁸²⁾ 爾後、家屋取毀は、漸進的に対象地域を広げながら実施されていく。

台北庁は、明治四〇（一九〇七）年七月二十九日と三〇日の両日にわたり、第二期の取毀対象となつた家屋所有者約六〇人を庁舎に召集し、取毀対象となる家屋と取毀期限を通知した。⁽⁸³⁾ 第二期の家屋取毀対象となつた地区は、撫台街、北門街二丁目・三丁目、書院街一丁目、府前街二丁目・三丁目・四丁目、府中街四丁目・五丁目、府後街二丁目・三丁目であり、取毀期限が最も短いのは北門街二丁目で九月十五日、最も長いのは北門街三丁目で翌（一九〇八）年二月一〇日であつた。最短で一ヶ月半の時間的猶予が与えられており、第一期の逼迫した日程と比べれば、幾分のゆとりが確保された。第二期の取毀命令を受けた家屋は計一五四棟（三二四世帯）であり、

立退者は八二八人におよんだ。⁽⁸⁴⁾ 第二期の家屋取毀は、府前街二丁目や撫台街一丁目の一部家屋に対する期限内の命令不履行を理由とした行政代執行を伴いながらも、⁽⁸⁵⁾ 実行に移されていた。

第一期と第二期の家屋取毀対象地区は台北城内であったが、取毀対象となった家屋の所有者及び居住者の多くは内地人であった。例えば、台北庁が作成した取毀家屋の調査によれば、石防街、府前街、府中街、府後街、文武街、書院街、北門街、撫台街の取毀対象家屋のうち、調査に氏名の記載がある家屋所有者九〇人中、内地人は五六人、本島人は三四人であり、同じく居住者二五四人中、内地人は二三四人、本島人は二〇人であった。⁽⁸⁶⁾ したがって、第一期及び第二期の取毀対象家屋の中心は「内地人家屋」であった。台北庁は、この台北城内の「内地人家屋」の取毀をほぼ終えたのち、「本島人家屋」が多数集まる大稻埕及び艋舺の両地区における「不潔家屋」の取毀を開始していく。⁽⁸⁷⁾

台北庁は、まず大稻埕地区の「不潔家屋」の取調を完了させ、明治四一（一九〇八）年六月二五日、庁舎に召集した取毀対象家屋の所有者に対し、同年八月二五日限り家屋の取毀を終了するよう命令した。取毀対象となる家屋は、日新街五三戸、長興街一一戸、新店尾街二五戸、井仔頭街八一戸、九間仔街一一戸、九間仔後街一二戸の計一九三戸であった。ただ、このうち、家屋全ての取毀を命じられたのは四五戸であり、残りは、炊事場、豚小屋又は住家の一部が取毀対象とされた。さらに、台北庁は「一般内地人家屋より見るときは土人家屋の不潔なる事は一層なるも土人家屋は取壊し上頗る至難にして到底城内及附近の内地人家屋を取毀したると同様実行する事は出来ざれば全部の取毀しをなし得ざる家屋に対しては衛生上不都合なき様充分注意して修理等をなさしむる」方針を掲げ、「本島人家屋」取毀への配慮を示した。⁽⁸⁸⁾ 続いて、同年七月一〇日、台北庁は、艋舺地区の取毀対象となった「不潔家屋」の所有者に対して、庁舎に召集の上、九月一〇日までに家屋を取り毀すべき旨命じた。取毀対象となった

のは、北皮寮街一丁目・二丁目・三丁目の六二戸、蓮花街の四九戸、八甲庄の四六戸、八甲街の二五戸、計一八二戸であった⁽⁸⁸⁾。この艋舺地区の家屋取毀の完了をもって、「不潔家屋」の取毀は一時休止となった。この休止措置は、台北城内・大稻埕・艋舺の三市街における「不潔家屋取除きは其の不潔家屋に居住する者が立退くに当り一般貸家の欠乏せる折柄なりし為め非常に困難を感じ中には立退の延期、取除きの延期等種々苦情を申出づる者も尠らず」との事情を背景としたものであり、立退者の不満に対応したものであった。

「建築規則」による家屋取毀は、明治四〇（一九〇七）年七月に開始され、翌（一九〇八）年九月に一時休止となるが、この期間中、台北城内・大稻埕・艋舺の三市街において計二〇二九戸の家屋取毀が実施された。内訳は、台北城内が七一九戸、大稻埕が七六八戸、艋舺が五四二戸であった⁽⁸⁹⁾。これらの家屋取毀については、台北庁長の命令に基づき、家屋所有者の自弁をもって実施され、なおかつ、取毀に伴い生じる損害に対する補償は行われていない。前節で確認したように、明治三九（一九〇六）年以降、総督府は「賠償方針」に転換した。それにもかかわらず、台北庁においては少なくとも明治四一（一九〇七）年までは「無償」による家屋取毀が実施されていたのである。他方、『台日』が、明治四一年の台北庁におけるペスト患者は一人であり、「近年稀なる平穩無事の年」となったのは「不潔家屋の取崩、汚物掃除の普及、公私下水の築造、捕鼠の奨励等防疫施設の普及整頓すること其の重なる原因たるべきは言を待たず」と述べていることに加えて、明治四一年以降、台北庁管内のペストはほぼ抑制されていくことを考慮すれば、家屋取毀措置のペスト防疫対策上の一定の効果は認められよう。

台北庁において「建築規則」による家屋取毀が進行していくなかで、「処分規則」が明治四一（一九〇八）年二月一三日に公布された。「処分規則」の公布にあわせて、民政長官より各地方庁長に対して「ペスト病汚染物処分規則取扱心得」（以下、「心得」とする）と「ペスト病汚染物処分規則及同施行規則適用二千スル内牒」（以下、

「内牒」とする）が同月の一二日と二〇日にそれぞれ通達され、家屋取毀に係る取扱方針が示された。「心得」は、地方庁長が台湾總督にペスト病毒汚染家屋の取毀に係る認可申請を行う際には「消毒方法ノ施行ニ適當ナラスト認ムル事由」や「建物ノ所在地名、種別、構造建坪及其ノ手当金額」等を記載した書類を提出することのほか、「從來消毒方法施行ノ慣行ニ依リ無償焼却シ来リシ物件又ハ本人ノ自衛上若クハ公共心ヨリ自ラ進ミテ取毀又ハ焼却スル如キモノハ手当金ノ下附ヲ要セサルコト」を規定した。祝辰巳民政長官は、財源が確保できれば、従来「無償」にて取り毀した家屋に対して補償する考えを示していたが、ここにおいて「本人ノ自衛上若クハ公共心ヨリ自ラ進ミテ取毀」した家屋は補償対象から除外された。⁹⁸⁾

「内牒」は、「処分規則」の適用にあたっては「其ノ詮議ヲ慎重ニシ苟モ之ヲ他ノ事柄ニ利用スル等ノコトナキ様」注意しなければならないとして「処分規則」の運用上の取扱方針につき通達したものである。「内牒」は、①取毀対象とするペスト病毒汚染家屋（以下、「ペスト家屋」とする）の基準、②「ペスト家屋」取毀の手順、③「ペスト家屋」の「自主的」取毀に係る希望、④手当金額決定時の注意事項により構成されている。⁹⁹⁾

①は、「ペスト家屋」の取毀条件たる「消毒方法ノ施行ニ適當ナラスト認ムルモノ」（「処分規則」第一条）の具体的な基準を示したものである。これによれば、「ペスト家屋」とは、「消毒方法ヲ反覆施行スルモ尚ホ病毒ヲ撲滅シ難キコト」に該当する家屋、消毒法の反覆施行により病毒撲滅の見込みがあるも消毒に要する費用と家屋取毀費用を比較した結果、「経済上得失相償サル」粗末な家屋、あるいは「家屋ノ構造ト敷地ノ状況ニ依リ如何ニ鼠族ノ駆除ヲ努ムルモ到底鼠族ノ巢窟ヲ遏絶シ難シト認ムル」家屋をいう。「ペスト家屋」の取毀手順は、②によれば、まず当該家屋に対して「鼠族ノ遁竄ヲ防クノ方法」を講じる。この方法として挙げられているのは、「家屋ノ周圍ヲ亜鉛板又ハ其他ノ材料ヲ以テ包囲スル」というものである。この家屋の囲い込みを行ったうえで、家財道具を運

び出し、家屋内に捕鼠器又は殺鼠剤を置くとともに、鼠族の巣窟と認められる孔穴を発掘することより鼠族の駆除を徹底的に行う。その後、家屋の包囲を維持したままで、消毒法を施行し、家屋を取り毀す。これら一連の措置の目的は、「附近ニ危険ヲ波及セシメサル」ことにあった。

「処分規則」は、家屋取毀により生じた損害に対して手当金を交付することができた。③と④は、手当金交付に關する総督府の認識と運用上の取扱心得を示したものである。③によれば、総督府は、家屋取毀が「畢竟自衛若ハ公衆ニ対スル予防上ノ必要ニ基クモノ」であることから、「個人又ハペスト予防組合、保甲等ニ於テ自カラ進テ之ヲ為スヘキハ固ヨリ当然」であるとの認識を示す。しかしながら、「財産ノ關係」や「衛生思想ノ發達セサル」状況を考慮すると、「今日一般ニ對シ此ノ希望ヲ強ユルハ頗ル困難」であるため、「不得已手当支給ノ規定」を設けたと説明する。これによって、手当金支給規定が存在するも「成ルヘク自カラ進テ之ヲ為ス者ノ多カラントヲ望ム」のである。かかる希望を前提に置いて、総督府は、④において「自衛又ハ公衆ニ対スル予防上ノ為メニハ多少ノ財産ヲ犠牲ニ供スルノ苦痛ハ固ヨリ覚悟セザルベカラズ」というような公衆衛生の規範に基づく見解と、「取毀家屋焼却物品ハ多数ノ見込ナルニ之カ手当ニ充ツル予算ハ極メテ少額」であることを強調して、地方庁長に対し、手当金額の決定に際して「特ニ此辺二十分意ヲ用キル」よう求めたのである。

このように、総督府は、「処分規則」に手当金支給規定を設けたとはいえども、従来、本人の「自衛上」又は「公共心」により取り毀してきた家屋に対する補償を不問に付すとともに、「ペスト家屋」の取毀については継続して個人又はペスト予防組合及び保甲による自主的な取毀を奨励することと、仮に手当金を支給する場合においても予算上の観点から支給金額に配慮することを地方庁に要請した。ペスト病汚染物処分に係る予算について、例えば、明治四一（一九〇七）年度予算は三万円であり、積算根拠は「ペスト病汚染ノ建物及物件共百五十件分一件

「当り式百円」であった。⁹⁷⁾しかし、総督府は、實際上、当該年度において一五〇件を超える「ペスト家屋」の取毀を許可しただけではなく、家屋所有者に対しては、平均すると、この一件あたりの単価を下回る手当金しか支給していない。次の第三表によれば、明治四一年の家屋取毀数は計二一二戸、手当金支給額は計八七四九円、一戸当たりの手当金の平均額は四一円であった。また、該表からは、手当金支給額の地域的な差異があることと、嘉義庁塩水港支庁と台南庁打狗支庁では手当金の支給がないことも見出せる。これらのことは「処分規則」により手当金額の決定（支給の可否も含む）が行政の裁量に一切委ねられた結果と「内牒」で示された家屋取毀運用方針の実践を示すものであろう。

このほか、第三表が示すとおり、明治四一（一九〇八）年から大正六（一九一七）年までの間に実施された「処分規則」による家屋取毀数は計二二三三戸、手当金支給額は計八万九千九百九十九円、一戸当たりの手当金の平均額は四〇円であった。家屋取毀状況を地方庁別にみると、嘉義庁の家屋取毀数が計一九九八戸（手当金額計八万二千一百八円）で最も多く、全体の九割を占める。嘉義庁管内の家屋が「処分規則」適用対象の中心であり、なかでも直轄と樸仔脚支庁の家屋取毀数が突出している。

嘉義庁においては、明治四一（一九〇七）年と明治四三（一九一〇）年から大正三（一九一四）年にかけて「ペスト家屋」の取毀を実施している。嘉義庁では大正四（一九一五）年の小規模な流行（患者七四人・死者六六人）を最後にペスト患者の発生が抑制された。⁹⁸⁾そのため、家屋取毀のペスト防疫対策上の有効性は一定程度確認できよう。以下、明治四四（一九一一年）年に実施された嘉義街（庁直轄）の「ペスト家屋」取毀を事例として「ペスト家屋」取毀過程を検討していくことにする。

明治四四（一九一一年）三月二十七日、津田毅一嘉義庁長は佐久間左馬太台湾総督宛てに「ペスト家屋」取毀処分

第3表 「台湾ベスト病毒汚染物処分規則」による家屋取毀状況一覧（明治41年～大正6年）

		明治41年	明治42年	明治43年	明治44年	明治45年	大正2年	大正3年	大正6年	計	
台北庁	淡水支庁	戸数	-	-	-	-	-	-	98	98	
		手当金額	-	-	-	-	-	-	4,627	4,627	
台中庁	直轄	戸数	11	-	-	-	-	-	-	11	
		手当金額	1,170	-	-	-	-	-	-	1,170	
	葫蘆墩支庁	戸数	115	-	-	-	-	-	-	115	
		手当金額	1,579	-	-	-	-	-	-	1,579	
	計	戸数	126	-	-	-	-	-	-	126	
		手当金額	2,749	-	-	-	-	-	-	2,749	
嘉義庁	直轄	戸数	-	-	63	429	-	-	189	681	
		手当金額	-	-	2,968	15,267	-	-	7,466	25,701	
	北港支庁	戸数	-	-	8	34	-	-	-	42	
		手当金額	-	-	0	123	-	-	-	123	
	樸仔脚支庁	戸数	43	-	390	-	128	283	174	1,018	
		手当金額	6,000	-	17,847	-	7,500	10,000	7,500	48,847	
	塩水港支庁	戸数	39	-	-	-	218	-	-	257	
		手当金額	0	-	-	-	7,447	-	-	7,447	
	計	戸数	82	-	461	463	346	283	363	1,998	
		手当金額	6,000	-	20,815	15,390	14,947	10,000	14,966	82,118	
台南庁	打狗支庁	戸数	4	7	-	-	-	-	-	11	
		手当金額	0	425	-	-	-	-	-	425	
総計		戸数	212	7	461	463	346	283	363	98	2,233
		手当金額	8,749	425	20,815	15,390	14,947	10,000	14,966	4,627	89,919

（備考）手当金額の単位は円で、円未満は切り捨てて表記した。

（出典）「故台湾総督府技師岡田義行外二名遺族へ金員給与ノ件」（『公文雜纂』大正8年・第12巻、国立公文書館所蔵）所収の「ベスト防遏事業概要」、
「ベスト病毒汚染家屋取毀処分」（『大正三年台湾総督府公文類纂第九卷』第2文書、所蔵番号：05748、国史館台湾文献館所蔵）及び『（大正六年分）台湾総督府民政事務成績提要第二十三編』（台湾総督府民政部、1919年）474頁より作成。

に係る稟申書及び調書を提出した。翌日、総督府内の決裁を経て、総督より嘉義庁に対して「ベスト病毒汚染家屋ノ処分及手当金額ノ件」を許可するとの指令が出された。稟申書によれば、嘉義街においては明治三三（一九〇〇）年にベスト患者が発生して以来、明治四一（一九〇八）年まで連年ベストの侵襲を受けていたが、明治四二（一九〇九）年及び明治四三（一九一〇）年はベスト患者の発生はなく小康状態となった。しか

し、明治四四年二月以降、斃鼠及び有菌鼠が頻繁に検出され、遂にペスト患者三名を出すにいたる。これらの有菌鼠及び患者の発生場所は、「不潔家屋ノ密接スル個所」であり、「従来屢々ペスト患者若クハ有菌鼠ヲ出シ病毒ニ汚染シタル家屋」が集まる個所であつて、「如何ニ嚴密ナル消毒法ヲ反覆施行スルモ毒素ノ浸潤濃厚ニシテ何等ノ効ヲ奏セズ壁間ノ鼠穴ハ自由ニ四通八達シ」しており、ほとんど施すべき策がない状態にあつた。こうした事情を根拠として、嘉義庁は、当該家屋を「全部取毀ツノ外病毒ノ撲滅ヲ期シ難キモノト認メ」、「処分規則」による手当金の支給並びに家屋取毀命令の発令を稟申したのである。

稟申書とともに提出された調査書は、取毀対象家屋について、「建物ノ所在地名」、「構造」（「竹造瓦葺」及び「木造瓦葺」等の内容が記載）、「建坪」、「手当金額」、「業主住所」、「業主氏名」及び「取毀事由」等の項目により纏められた一覽表である。この調査書によれば、取毀対象家屋は四一五戸、総建坪は四九六三坪、手当金の総額は一万五三〇一円、一戸あたりの手当金は三六円、一坪あたりの手当金は三円であつた。業主はすべて本島人である。「取毀事由」欄には、例えば、①「明治四十年ペスト患者ヲ出シ家屋ハ鼠族ノ交通ニ適シ本年又一頭有菌鼠ヲ発見到底取毀スノ外方法ナシ」、②「明治卅九年一名ノペスト患者ヲ出シ其後種々消毒ニ努ムルモ其ノ効ナク四十年四十二年ニハ多クノ斃鼠ヲ発見シ構造上取毀ノ外ナシ」、③「明治四十二年斃鼠七頭ヲ出シ本年有菌鼠一頭ヲ発見シ種々消毒ヲ行フモ薬品ヲ投シ消毒スルノ価値ナキ不完全ナル家屋ナリ」、④「構造不完全ニシテ鼠族ノ巢窟ニ適シ四十二年中六頭ノ斃鼠ヲ発見シ消毒薬ヲ投スルノ価値ナシ」といった内容が記載されている。これらの事例からは、家屋取毀事由として、ペスト患者、有菌鼠及び斃鼠の発生という事柄を使って消毒法の施行に適さない構造上不完全な家屋であると説明していることがわかる。

調査書の備考欄には手当金額算出に係る二つの基準が示されている。

- 一、建物及手当金ノ調査ニ付テハ保証其他重ナル関係者立会ノ上精密ナル調査ヲ遂ケ構造並ニ材料ニ依リ其等
差ヲ付シ尙資産ノ程度ヲモ參酌シタリ
- 一、手当金額ハ家屋時価ノ十分ノ三ヲ標準トシテ算出セリ^(四)

この二つの基準によれば、手当金額は、家屋時価の三割を標準として、家屋の構造及び建築材料により等差を付し、資産の程度も参考にして算出された。この手当金額算出の運用方法からは「施行規則」原案より時価参酌に係る文言を削除した意図を見出すことができる。加えて、第一節で述べた神戸市と横浜市の家屋焼却における一坪あたりの買収金額はそれぞれ二六円（焼却家屋計四四戸・総建坪二六八坪・買収金額計七〇七〇円、以下同）と二一円（一八七戸・一五〇八坪・三万三〇〇〇円）であったことを参考にしても、「処分規則」による取壊家屋に対する手当金額は抑制されていた。これにより、総督府の防疫対策の基本は、総督府の財政負担を減らし、自衛又は公衆に対する予防のための犠牲を正当化する公衆衛生の規範を錦の御旗として、個人の財政負担と労力に可能な限り依存するものであったといえよう。

嘉義街における家屋取壊状況と民情について、嘉義庁庶務課長の佐々木忠蔵事務官は、明治四四（一九一）年四月二〇日付の『台日』掲載の「嘉義庁現勢」において次のように述べている。

本庁下の鼠疫は流行中心の観なき能はざりしも衛生施設の完備と共に年々熄滅に近づきつゝ、あり……客月二十九日より向ふ二十日間に於て嘉義街に於ける不潔家屋（ペスト菌附著の虞れある）四百三十三戸に対し取壊しを命じ已に九分通りを終了したるが嘉義街戸数四千何百に対し其の割余の家屋破壊は容易ならざる事に

して或は何等かの結果を生ずるなきかを憂ひたる程なりしに嘉義市民は何れも公共衛生の事なりとて聊か怨嗟の声を聞かざりしは各庁に対して誇らざるを得ざる処なり⁽¹⁰⁾

嘉義街における「ペスト家屋」の取毀は明治四四(一九一一年)三月二十九日より向こう二〇日間の猶予をもって開始された。佐々木によれば、嘉義街住民は公衆衛生の重要性を理解して聊かの怨嗟の声をあげることなく家屋取毀に着手したといい、このことは嘉義庁の他庁に対して誇るべき事柄であるという。だが、家屋取毀の実施や家屋再建に係る費用は自己負担であったことのほか、手当金が家屋の時価に遠くおよばない金額であったことを考えれば、嘉義街住民より「聊か怨嗟の声を聞かざりし」との表現は誇張であり、住民の不満の蓄積や窮状は推察されるところである。このことを別の史料から浮き彫りにしてみよう。

嘉義庁は、大正元(一九一二年)年八月二二日より二七日にかけて、ペストの防疫を目的として、樸仔脚支庁管内の「不潔家屋」一一七二戸について五万円で購入する計画を実施した。この買取した「不潔家屋」の取毀が九月三日より開始され、一〇月上旬にはほぼ全ての取毀が完了した。この計画は「処分規則」に基づく取毀命令と国庫からの手当金支給という枠組みで実施されたものではなく、地方費支弁による「不潔家屋」の買取並びに取毀措置であった。倉岡彦助総督府防疫医官は、一〇月二日から一五日にかけて樸仔脚支庁管内の「不潔家屋」取毀状況を視察し、二〇日付で佐久間左馬太総督宛に報告書を提出している⁽¹¹⁾。

この報告書が興味深いのは、附属資料として添付された①「取毀後再建築予定期調」と②「取毀後再建築資金調」である。両者は一一七二戸全てを調査対象としたものである。①によれば、取毀終了後六ヶ月以内に再建築予定の家は四三三戸、同様に一年以内が四一三戸、三年以内が二六九戸、再建の見込みがない家は五七戸であった。②によ

れば、自己資金により再建する家は四一七戸、自己資金と借入金にて再建する家は四八四戸、借入金により再建する家は二七一戸であった。三年以内の再建予定もほぼ見込みがないものとみなせば、約三割が再建の見通しが立たず、約六割は家屋を再建するにあたり借金をせざるを得ない状況に陥っているのである。⁽¹⁰⁾ 家屋取毀の断行により、家屋を失い再建の見込みが立たない状況又は再建のために借金を抱えざるを得ない状況に置かれた者は少なからぬ不満を募らせたことであろう。

もう一つ別の史料をみてみよう。大正三（一九一四）年一月七日付で津田毅一嘉義庁長より佐久間左馬太総督宛に「ペスト予防計画」の改定案が上申されている。この計画の第七項には「病毒汚染家屋処分ノ事」という項目がある。ここでは「ペスト家屋」の取毀が「予防上ニ於テ多大ノ効果アリタルモノト認ム」としたうえで、「ペスト家屋」の取毀をめぐる民情について次のように述べられている。

一部資産家ニアリテハ自ラ改築セントシテ取毀ヲ待チ居リ手当金ノ下付ヲ喜ビ居ル者ナキニアラサルモ一般ノ人民ハ概シテ連年ノ天災続キニ加フルニ累年ペストノ厄難甚シキニ拘ハラズ公共ニ関スル保甲民ノ負担ハ倍々多ク且世間一帯ノ不景氣ニ依リ金融逼迫シ実ニ困難ヲ極メツツアリ不潔家屋ノ坪数実査ニ就テモ人民ハ早ヤ取毀タルモノト信シ現在ノ家屋ヲ取毀タレテハ更ニ建築スル資力ナシトテ泣テ嘆願シタルモノ等アリタル由ニテ其ノ民情ニ対シ特ニ注意ヲ要スルモノアリ⁽¹¹⁾

この史料からは、一部の資産家が手当金を改築費用の足しにすることをねらい、「処分規則」による家屋取毀を喜んでいるのに対して、一般の民衆は天災とペストの発生、保甲民としての負担増、不景氣による金融の逼迫によ

り苦しい状況に置かれており、こうしたなかで断行される「ペスト家屋」の取毀は民情を刺激している状況を垣間見ることができらるだろう。

「ペスト家屋」の取毀は、かかる民衆の不満を惹起しながらも断行されていくが、街の情景をも変えていくことになった。明治四五（一九一三）年に嘉義庁塩水港庁において「処分規則」により二一八戸の家屋取毀が実施された（第三表）。この時取り毀された家屋は塩水港街全戸数の一割以上に相当しており、「市街は宛然震災後の如き感を呈した」という。明治四四（一九一三）年に嘉義街で取り毀された「ペスト家屋」もまた街全体の一割余におよんでいた。大正三（一九一四）年五月一日付の『台日』の記事によれば、「嘉義は不潔家屋取毀、ペスト汚染家屋取払等よりして、現時の嘉義は実に老人の齒の如く、焼跡の感を与えて、見るからに人氣を沈衰せしむる光景」を醸し出しているという。家屋の取毀は、ペスト病毒の根源たる鼠を駆除し、人への感染経路を絶つという公衆衛生上の科学的な根拠に基づき「不潔家屋」あるいは「ペスト家屋」との烙印を押しした家屋を対象として断行された。人々はこの実践のもとで家屋を取り毀す当事者となっただけではなく、家屋取毀後にペストが発生しなくなった変貌した街を視覚的に認識することになる。こうした経験は、近代的な衛生思想の普及を促す一因となった一方で、衛生学や細菌学という近代科学に依拠する措置の「正当性」を補完し、それを受容する思想的基盤の強化に繋がっていくのである。

おわりに

これまで台湾総督府のペスト防疫対策について、「不潔家屋」及び「ペスト家屋」の取毀に係る法制度と運用面を中心として論じてきた。最後に、冒頭で設定した三つの研究課題に焦点をあわせて結論をまとめていくことにし

たい。

ペスト防疫対策としての家屋取毀は、人へのペスト病毒伝播の温床となる鼠族の駆除を目的として、消毒法による効果を見出せない鼠族の巢窟の根本的除去をはかるものであり、総督府の防疫対策の仕上げに位置付くものであった。この家屋の取毀を合法化した法令が「建築規則」と「処分規則」であった。「建築規則」は、公衆衛生及び公安の観点から、家屋の建築を包括的に規制するものであり、地方長官に対して既存の家屋の改造、修補、取毀に係る命令権を与えた。公衆衛生に関しては、「健康ニ害アリト認メタル」家屋が取毀等の対象となった。明治四〇（一九〇七）年から翌（一九〇八）年にかけて台北庁管内の城内・大稻埕・艋舺の三市街で実施された「不潔家屋」の取毀措置は、ペスト防疫対策として「建築規則」が本格的に適用された端緒であった。「建築規則」は、地方長官の家屋取毀命令により、家屋の所有者自身が取毀を行い、期限内に取毀が完了しない場合には行政代執行により対応し、代執行に要した費用を家屋所有者より強制的に徴収できるよう規定した一方で、家屋の取毀に伴い生じる損害への補償規定を具えていなかった。この点からみれば、「建築規則」による家屋取毀は、総督府のペスト防疫対策上、財政出動を伴わない、最も強権的な措置の一つであったといえよう。

他方、「処分規則」による家屋取毀は、明治四一（一九〇八）年から大正六（一九一七）年の間に嘉義庁管内の家屋を主対象として実施された。「処分規則」は、「建築規則」と同様に、地方庁長の家屋取毀命令に基づき、家屋の所有者が取毀を実施する義務を負い、期限までに取毀を完了しない場合には行政代執行が行われる。だが、地方庁長が家屋取毀命令を発出する際に台湾総督の認可を得なければならぬ点と、家屋取毀に伴い生じる損害に対する手当金の支給規定を有する点において「建築規則」とは異なっていた。

「処分規則」は、内地において防疫対策としての家屋取毀を合法化した「改正伝染病予防法」（以下、「法」とす

る)を参照して作られたが、両者の間には三つの差異が存在した。「法」によれば、家屋の取毀は地方長官が執行し、家屋取毀に係る損害に対する手当金の支給は行政の「義務」であり、家屋取毀の手続上、地方長官は関係市町村会の意見を聴取して内務大臣の認可を得なければならない。他方、「処分規則」によれば、家屋の取毀は命令を受けた家屋所有者の義務であり、手当金の支給は行政の「裁量」に委ねられており、家屋取毀命令の発出過程において住民の意見を聴取する機会を保障していなかった。さらに、手当金額の決定の際、内地では家屋の時価を参酌して算出することが明文化されているが、台湾ではこの種の規定は何処にもない。明治四四(一九一)年の嘉義街における「処分規則」による家屋取毀の際には、手当金額は家屋時価の三割を基準として算定されていたのである。「処分規則」は、「建築規則」より家屋取毀処分の手続上及び被処分者の負担上においても手厚くなっているが、「法」と比較した場合、総督府に家屋取毀及び補償金額の決定に係るより強い権限を与えているとともに、個人により重い負担を要求するものであった。この点からみれば、総督府の防疫対策は、行政が強力に主導したにもかかわらず、行政の財政負担を減らし、個人の財政負担と労力に可能な限り依存することを基本としたものであったといえよう。

ペスト防疫対策としての家屋取毀は、ペスト病毒の根源たる鼠族の駆除という科学的根拠と、ペストの発生を抑制し人々を守るとの公共の利益のためには「不潔家屋」の所有者又は居住者は「之が犠牲となり甘んじて命を奉ずべき覚悟なかるべからず」というような公衆衛生の規範に依拠して断行された。さらに、この家屋取毀は、ペストの発生抑制に一定程度の効果を發揮した。こうした結果に人々が触れた時、公衆衛生の規範に基づく防疫措置の有効性に対する理解が芽生えることになり、このことが近代的な衛生思想の社会的普及を促す一因となるのである。

このほか、本稿の研究課題としては、「建築規則」と「処分規則」の制定過程の検討を通じて「旧慣」の統治政

策への具体的な活用事例を示すことがあった。防疫対策としての家屋の取毀は、私有財産たる家屋の取毀を強制するものであって私権の侵害を伴う。大日本帝国憲法に照らせば、この家屋取毀を執行するには、法律による根拠規定と私権侵害に伴い生じた損害に対する補償が必要である。したがって、「法」は「法」公布以前において法律上の根拠なく執行されてきた家屋取毀の「蛮勇非立憲的行動」を是正するために改正されたものであり、家屋取毀の執行と補償義務を一对のものとして規定した。他方、総督府の起草した「建築規則」と「処分規則」の律令原案は、行政に家屋取毀の命令権を与えるも補償規定を用意していなかった。「処分規則」律令原案は、法制局の反対に遭い、総督府と法制局との折衝の結果、手当金を支給できる枠組みを設ける修正案をもって決着した。総督府が補償規定を除外したのは、清国統治下の台湾においては官営事業や公共事業を実施する際に「人民ニ補償スルノ制」なく、かつ、「人民亦之ヲ要求セサルヲ当然ノコト」にしていたという「旧慣」を根拠とするものであった。「旧慣」により私権の制限を正当化する論理は、本島人の権利意識の高まりを抑制するという統治政策的な思考のもとで政策決定過程に影響を与えていたのである。「処分規則」は、規定上、手当金の支給を義務化したわけではなく、手当金支給の裁量権を総督府に与えたものであった。したがって、後藤新平民政長官のいう「特ニ生シタル損失ハ之ヲ補償スルノ精神」であるも「之ヲ公然人民ノ権利ト発表」しないという統治政策的な思考は後藤が民政長官から退いた後においてもなお総督府内で影響力を保持していたといえよう。

註

- (1) 飯島渉『ベストと近代中国―衛生の「制度化」と社会変容』研文出版、二〇〇〇年、三頁〜四頁・一二五頁〜一二六頁。
- (2) 芹澤良子「台湾―一八九六年―日本の〈帝国医療〉の揺籃―」永島剛・市川智生・飯島渉編『衛生と近代―ベスト流行にみる東アジアの統治・医療・社会』法政大学出版局、二〇一七年、六三頁〜九六頁。
- (3) 范燕秋「鼠疫与台湾之公共衛生（一八九六―一九一七）」『国立中央図書館台湾分館館刊』第一卷第三期、一九九五年、五九頁〜八四頁。
- (4) 芹澤良子「台湾―一八九六年―日本の〈帝国医療〉の揺籃―」前掲、八六頁。
- (5) 范燕秋「鼠疫与台湾之公共衛生（一八九六―一九一七）」前掲、八一頁〜八二頁。
- (6) 鶴見祐輔『後藤新平 第二卷』後藤新平伯伝記編纂会、一九三七年、三九九頁。
- (7) 内地におけるベストの流行と防疫対策に焦点をあてた研究として、春日忠善『日本のベスト流行史』（北里メディカルニュース編集部、一九八六年）、坂口誠「近代大阪のベスト流行、一九〇五―一九一〇」（『三田学会雑誌』第九七巻第四号、二〇〇五年、五六二頁〜五八一頁）、安保則夫『近代日本の社会的差別形成史の研究―増補『ミナト神戸 コレラ・ベスト・スラム―』（明石書店、二〇〇七年、特に一二三頁〜一七三頁）、廣川和花「近代大阪のベスト流行にみる衛生行政の展開と医療・衛生環境」（『歴史評論』第七二六号、二〇一〇年、一九頁〜三二頁）、市川智生「神戸―一八九九年―開港場の防疫と外国人社会」（永島剛・市川智生・飯島渉編『衛生と近代―ベスト流行にみる東アジアの統治・医療・社会』法政大学出版局、二〇一七年、九七頁〜一二六頁）がある。
- (8) 『衛生局年報 明治三十二年』衛生局、一九〇四年、三二頁〜三三二頁。
- (9) 『衛生局年報 自明治二十六年至明治二十七年』衛生局、一八九六年、九頁。
- (10) 『衛生局年報 明治三十年』衛生局、一九〇〇年、二四頁。
- (11) 『大阪府伝染病流行誌要』大阪府警察部衛生課、一九一九年、一一〇頁。
- (12) 飯村保三『日本内地ノ「ベスト」流行ニ関スル調査』内務省衛生局、一九二九年、二三頁。
- (13) 同上、一頁。

- (14) 『衛生局年報』（内務省衛生局）各年度。
- (15) 同上。
- (16) 飯村保三『日本内地ノ「ペスト」流行ニ関スル調査』前掲、二二頁〜四五頁。
- (17) 伝染病予防法の制定過程や同法の運用面を論じた研究として、小栗史朗『地方衛生行政の創設過程』（医療図書出版社、一九八一年、特に二五九頁〜二七四頁）、尾崎耕司『伝染病予防法』考―市町村自治と機関委任事務に関する一考察』（新しい歴史学のために）第二二三号、一九九四年、一頁〜一四頁）、谷口直人『伝染病予防法』の制定過程―内務省公衆衛生行政の構想と展開―（内務省史研究会編『内務省と国民』文献出版、一九九八年、七九頁〜一〇九頁）、笠原英彦『伝染病予防法までの道のり―医療・衛生行政の変転―』（『法学研究』第八〇巻第一二号、二〇〇七年、一三三頁〜一四三頁）、竹原万雄『伝染病予防法』の制定とその背景』（『東北芸術工科大学東北文化研究センター紀要』第八号、二〇〇九年、一七頁〜二六頁）及び小島和貴『衛生官僚たちの内務省衛生行政構想と伝染病予防法の制定』（『法政論叢』第五一巻第二号、二〇一五年、二七一頁〜三〇〇頁）がある。
- (18) 明治三〇年三月法律第三六号「伝染病予防法」『官報』第四一二二号・明治三〇年四月一日、一頁〜三頁。
- (19) 同上。
- (20) 平成一〇年一〇月法律第一一四号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」『官報』号外第二〇三号・平成一〇年一〇月二日、四頁〜一三頁。
- (21) 厚生省医務局編『医制百年史記述編』きょうせい、一九七六年、一三五頁。
- (22) 明治三二年一月内務省訓令第三六号「家鼠駆除方」『官報』第四九一六号・明治三二年一月一八日、一三三頁。
- (23) 『ペスト病予防令達類纂』三重県検疫委員部、一九〇〇年、六一頁〜六二頁。
- (24) 同上、二八頁・六五頁〜六六頁。
- (25) 『衛生局年報 明治三十七三十八年』内務省衛生局、一九〇八年、四九頁。
- (26) 明治三八年三月法律第五六号「伝染病予防法中改正」『官報』第六五〇七号・明治三八年三月一三日、三八五頁。
- (27) 『衛生局年報 明治三十七三十八年』前掲、四九頁。

- (28) 同上。
- (29) 加納光久編『伝染病予防法釈義』小寺庄三郎、一九二六年、五四頁。
- (30) 明治三八年六月内務省令第二二号「伝染病予防法ニ依ル手当金ニ関スル件」『官報』第六五九八号・明治三八年六月二十九日、一二一七頁。
- (31) 『新訂政治家人名事典明治と昭和』日外アソシエーツ株式会社、二〇〇三年、六五六頁。
- (32) 山根正次『日独比較改正伝染病予防法論』清水書店、一九〇六年、一五四頁〜一五五頁。
- (33) 『第二回帝國議会議院伝染病予防法中改正法律案委員会會議録(速記)』第二回、明治三八年二月一六日、六頁。
- (34) 伊藤博文『帝國憲法義解』国家学会、一八八九年、三九頁〜四〇頁。
- (35) 市川智生「神戸一八九九年―開港場の防疫と外国人社会」前掲、一〇五頁〜一〇八頁。
- (36) 北里柴三郎「ベスト」予防に就て」『大日本私立衛生会雜誌』第二四二号、一九〇三年、三九三頁〜三九四頁。
- (37) 同上、三九四頁。
- (38) 兵庫県警察部編『兵庫県ベスト流行誌 下巻』該部、一九二二年、一〇〇頁〜一〇一頁。
- (39) 神奈川県警察部編『神奈川県ベスト流行史』該部、一九一〇年、三頁・三〇八頁〜三二一頁・附録第四図。
- (40) 明治二九年三月法律第六三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」『官報』第三八二三号・明治二九年三月三十一日、四八九頁〜四九〇頁、明治三九年四月法律第三二号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」『官報』第六八三一号・明治三九年四月一日、二九七頁、大正一〇年三月法律第三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」『官報』第二五八三号・大正一〇年三月十五日、三六一頁。
- (41) 大正一四年二月勅令第三三二号「質屋取締法外二十件施行ニ関スル勅令中改正」『官報』第四〇〇五号・大正一四年二月二十九日、七五五頁。
- (42) 大正一五(一九二六)年七月勅令第二六二号「質屋取締法外二十一件施行ニ関スル勅令中改正」により、本勅令に「行政諸法台湾施行令」との題名が付された。改正勅令の施行は、昭和二(一九二七)年一月一日である(大正一五年七月勅令第二六二号「質屋取締法外二十一件施行ニ関スル勅令中改正」『官報』第四一七四号・大正一五年七月二二日、五八五

- 頁及び昭和元年二月府令第二号「大正十五年勅令第二百六十二号施行期日ノ件」『府報』第五号・昭和元年二月三日、三〇頁。
- (43) 大正一五年三月府令第二〇号「伝染病予防法ヲ台湾ニ施行スル勅令施行期日ノ件」『府報』第三七六号・大正一五年三月二四日、五七頁。
- (44) 「伝染病研究所技手倉岡彦助総督府防疫医官兼総督府専売局技師ニ任用ノ件」『明治三十九年台湾総督府公文類纂第一卷』第六一文書、所蔵番号…〇二二三二、国史館台湾文献館所蔵。
- (45) 倉岡彦助『台湾ニ於ケルペストノ流行学的研究』台湾医学会、一九二〇年、一八頁〜一九頁・附録第一表「序別年別ペスト患者及死者表」。
- (46) 明治二九年一〇月律令第八号「台湾伝染病予防規則」『台湾総督府報』第二二号・明治二九年一〇月一五日、一八頁。
- (47) 「伝染病予防規則制定」『明治二九年台湾総督府公文類纂第六卷』第一六文書、所蔵番号…〇〇〇六一、国史館台湾文献館所蔵。
- (48) 同上。
- (49) 明治二九年七月台湾総督府訓令第七三号「伝染病予防消毒心得」台湾総督府民政部衛生課編纂『台湾衛生法規全』同課、一九〇〇年、四九頁〜六七頁。
- (50) 『台湾衛生概要』台湾総督府民政部、一九一三年、一四〇頁。
- (51) 許世楷『日本統治下の台湾―抵抗と弾圧―』東京大学出版会、一九七二年、一五三頁。
- (52) 『台湾衛生概要』前掲、一三九頁・一四二頁。
- (53) 「故台湾総督府技師岡田義行外二名遺族へ金員給与ノ件」『公文雜纂』大正八年・第二二卷、国立公文書館所蔵）所収の「ペスト防遏事業概要」。
- (54) 『台湾衛生概要』前掲、一四〇頁〜一四一頁。
- (55) 明治三三年八月律令第一四号「台湾家屋建築規則」『府報』第七九九号・明治三三年八月一二日、一五頁。
- (56) 明治四一年二月律令第二号「台湾ペスト病毒汚染物処分規則」『府報』第三六五号・明治四一年二月一三日、三三三頁。

- (57) 「台湾家屋建築規則ヲ定ム」『公文類聚』第二四編・明治三十三年・第三二卷、国立公文書館所蔵、及び明治三十三年八月律令第一四号「台湾家屋建築規則」『府報』第七九九号・明治三十三年八月二日、一五頁。
- (58) 「台湾家屋建築規則（律令第一四号、府令第八一号）」『明治三十三年台湾總督府公文類纂第二卷』第一文書、所蔵番号…〇〇五四五、国史館台湾文献館所蔵。
- (59) 「台湾下水規則ヲ定ム」『公文類聚』第二三編・明治三十三年・第三六卷、国立公文書館所蔵、及び明治三十三年四月律令第六号「台湾下水規則」『台湾總督府報』第五〇二号・明治三十三年四月十九日、三二頁。
- (60) 「台湾下水規則（律令六号）」『明治三十三年台湾總督府公文類纂第一〇卷』第九文書、所蔵番号…〇〇四三〇、国史館台湾文献館所蔵。
- (61) 「律令第二号台湾ペスト病毒汚染物処分規則」『明治四一年台湾總督府公文類纂第六卷』第八文書、所蔵番号…〇一三七一、国史館台湾文献館所蔵、「台湾ペスト病毒汚染物処分規則ヲ定ム」『公文類聚』第三二編・明治四一年・第一六卷、国立公文書館所蔵、及び明治四一年二月律令第二号「台湾ペスト病毒汚染物処分規則」『府報』第二三六五号・明治四一年二月一三日、三三頁。
- (62) 「台湾ペスト病毒汚染物処分規則ヲ定ム」『公文類聚』第三二編・明治四一年・第一二六卷、国立公文書館所蔵。
- (63) 大正一四年一二月律令第三号「台湾伝染病予防令及台湾ペスト病毒汚染物処分規則廃止」『府報』号外・大正一四年一二月二九日、一頁、大正一五年三月府令第二号「台湾伝染病予防令及台湾ペスト病毒汚染物処分規則廃止ノ律令施行期日ノ件」『府報』第三七六一号・大正一五年三月二四日、五七頁。
- (64) 「律令第二号台湾ペスト病毒汚染物処分規則」『明治四一年台湾總督府公文類纂第六卷』第八文書、所蔵番号…〇一三七一、国史館台湾文献館所蔵。
- (65) 同上。
- (66) 「官吏発著」『府報』第三三三三号・明治四〇年一月二日、四一頁。
- (67) 「律令第三号台湾ペスト予防組合規則、府令第九号同上施行規則」『明治四一年台湾總督府公文類纂第六卷』第一五文書、所蔵番号…〇一三七一、国史館台湾文献館所蔵。

- (68) 同上。
- (69) 明治三二年三月律令第四号「台湾獣疫予防規則」『台湾総督府報』第四八七号・明治三二年三月二六日、四五頁〜四六頁。
- (70) 「律令第二号台湾ペスト病毒汚染物処分規則」『明治四一年台湾総督府公文類纂第六卷』第八文書、所蔵番号：〇一三七一、国史館台湾文獻館所蔵。
- (71) 明治四一年二月府令第六号「台湾ペスト病毒汚染物処分規則施行規則」『府報』第三六五号・明治四一年二月一三日、三三頁。
- (72) 「律令第二号台湾ペスト病毒汚染物処分規則」『明治四一年台湾総督府公文類纂第六卷』第八文書、所蔵番号：〇一三七一、国史館台湾文獻館所蔵。
- (73) 「ペスト防遏事業概要」前掲、及び『大正六年分』台湾総督府民政事務成績提要第二十三編』台湾総督府民政部、一九一九年、四七四頁。
- (74) 倉岡彦助『台湾ニ於ケルペストノ流行学的研究』前掲、附録第一表「序別年別ペスト患者及死者表」。
- (75) 「ペスト発生家屋取毀報告（台北市）」『明治四〇年台湾総督府公文類纂第一八卷』第一四文書、所蔵番号：〇五〇三一、国史館台湾文獻館所蔵。
- (76) 同上。
- (77) 同上。
- (78) 「不潔家屋の取払」『台湾日日新報』明治四〇年七月九日、五頁、及び「取払の不潔家屋」『台湾日日新報』明治四〇年七月一六日、二頁。
- (79) 「佐藤庁長談片」『台湾日日新報』明治四〇年七月一六日、二頁。
- (80) 「不潔家屋の取払」前掲。
- (81) 「悪疫予防上の注意」『台湾日日新報』明治四〇年七月三十一日、五頁。
- (82) 「不潔家屋の取払」前掲。
- (83) 「次期の不潔家屋取毀」『台湾日日新報』明治四〇年七月二十八日、五頁。

- (84) 「第二期取払不潔家屋」『台湾日日新報』明治四〇年八月一日、五頁、及び「第二期取払不潔家屋」『台湾日日新報』明治四〇年八月二日、五頁。
- (85) 「強制取壊遂行」『台湾日日新報』明治四〇年九月二十七日、五頁、及び「不潔家屋の強制取壊」『台湾日日新報』明治四〇年十一月十七日、五頁。
- (86) 「ペスト発生家屋取壊報告(台北市)」『明治四〇年台湾總督府公文類纂第一八卷』第一四文書、所蔵番号…〇五〇三一、国史館台湾文獻館所蔵。
- (87) 「不潔家屋取壊」『台湾日日新報』明治四一年一月二日、二頁。
- (88) 「大稲埕の取壊家屋」『台湾日日新報』明治四一年六月二六日、五頁。
- (89) 「艋舺の不潔家屋取壊」『台湾日日新報』明治四一年七月八日、五頁。
- (90) 「不潔家屋取壊始る」『台湾日日新報』明治四二年一月二日、五頁。
- (91) 「ペスト防遏事業概要」前掲。
- (92) 「ペスト予防組合」『台湾日日新報』明治四一年八月二日、二頁。
- (93) 「律令第二号台湾ペスト病毒汚染物処分規則」『明治四一年台湾總督府公文類纂第六卷』第八文書、所蔵番号…〇一三七一、国史館台湾文獻館所蔵。
- (94) 同上。
- (95) ペスト予防組合とは、明治四一(一九〇八)年二月律令第三号「台湾ペスト予防組合規則」に基づき設置された、ペストの防疫に特化した住民組織である。該規則によれば、ペスト予防組合は、庁長が台湾總督の認可を得て区域を指定して設置し、当該区域内に一戸を構える者全てを組合員とした。組合費は組合員の負担であった。組合の主管する活動として、例えば、台北庁の東門街ペスト予防組合規約によれば、「捕鼠方法及防鼠装置に関する事項」、「斃鼠捜査に関する事項」、「熱性患者有無の監視に関する事項」、「駆鼠的清潔法施行に要する人夫、薬品、器具、器械の供給に関する事項」、「ペスト患者発生の場合消毒に要する必要物品、人夫の供給に関する事項」及び「交通遮断中の者に対する飲料水の供給」その他必要物品の買入れ又は通信等に関する事項」等があった。明治四一年時点において、組合数は七八組あり、内訳は

台北庁三二組、鳳山庁五組、斗六庁一組、深坑庁五組、基隆庁一五組、台南庁一〇組、嘉義庁一〇組であった（明治四一年二月律令第三号「台湾ベスト予防組合規則」『府報』第三七五号・明治四一年二月二六日、七〇頁、「模範防疫組合」『台湾日日新報』第三〇一六号・明治四一年五月二二日、五頁、及び『明治四十一年』台湾総督府民政事務成績提要第十四編』台湾総督府、一九〇九年、一六〇頁～一六一頁）。

- (96) 台湾総督府は、元來、住民の自治組織であった保甲を警察官の指揮命令を受ける警察下部組織として、あるいは行政補助機関として活用するため、明治三一（一八九八）年八月に律令第二号をもって「保甲条例」を公布し、保甲の組織化を進めた。保甲は、「本島人」のみで組織され、およそ一〇戸をもって甲とし、一〇甲をもって保とした。保の長は保正、甲の長は甲長という。保甲の経費は当該保甲内の住民が負担した。保甲は、保甲規約を締結することにより成立したが、この保甲規約には「伝染病予防ニ関スルコト」を盛り込むことが求められていた。例えば、台南庁の保甲規約標準によれば、家長には伝染病患者の甲長または保正への届出義務、保正と甲長には警察官吏への報告義務と予防消毒措置への協力義務が課された。仮に家長が報告義務を怠った場合、一〇〇円以下の過怠金が科される。保甲数については、明治四一（一九〇八）年の段階で、保が四八三四、甲が四万八二四六であった（明治三二年八月律令第二号「保甲条例」『台湾総督府報』第三六一号・明治三二年八月三二日、六六頁、明治三六年五月訓令第九七号「保甲条例施行細則標準」『府報』第一三三九号・明治三六年五月九日、一四頁～一七頁、明治三五年九月台南庁訓令第四一号「保甲規約標準」『府報』第四三三号・明治三五年九月二〇日、七二頁～七三頁、明治三六年一月台南庁訓令第三四号「保甲規約標準追加」『府報』第一六九号・明治三六年一月一四日、二九八頁、及び『明治四十一年分』台湾総督府民政事務成績提要第十四編』台湾総督府、一九〇九年、一六頁～一七頁）。

- (97) 「律令第二号台湾ベスト病毒汚染物処分規則」『明治四一年台湾総督府公文類纂第六卷』第八文書、所蔵番号：〇一三七一、国史館台湾文獻館所蔵。

- (98) 倉岡彦助『台湾ニ於ケルベストノ流行学的研究』前掲、附録第一表「庁別年別ベスト患者及死者表」。

- (99) 「ベスト病毒汚染家屋処分及手当金額ノ件認可（嘉義庁）」『明治四四年台湾総督府公文類纂第二卷』第二〇文書、所蔵番号：〇五四三〇、国史館台湾文獻館。

- (100) 同上。
- (101) 同上。
- (102) 「嘉義庁現勢」『台湾日日新報』明治四十四年四月二〇日、二頁。
- (103) 「嘉義庁管内防疫作業視察及朴仔腳支庁管内不潔家屋取毀ニ関スル調査報告（倉岡彦助）」『明治四十五年台湾總督府公文類纂第三卷』第二七文書、所蔵番号：〇五四四九、国史館台湾文獻館所蔵、及び「ベスト防遏ニ関スル通達（嘉義庁）」『大正四年台湾總督府公文類纂第二〇卷』第一七文書、所蔵番号：〇二三三六〇、国史館台湾文獻館所蔵。
- (104) 「嘉義庁管内防疫作業視察及朴仔腳支庁管内不潔家屋取毀ニ関スル調査報告（倉岡彦助）」『明治四十五年台湾總督府公文類纂第三卷』第二七文書、所蔵番号：〇五四四九、国史館台湾文獻館所蔵。
- (105) 「ベスト防遏ニ関スル通達（嘉義庁）」『大正四年台湾總督府公文類纂第二〇卷』第一七文書、所蔵番号：〇二三三六〇、国史館台湾文獻館所蔵。
- (106) 「塩水港の近状」『台湾日日新報』明治四十五年四月二六日、二頁。
- (107) 「嘉義庁現勢」前掲。
- (108) 「真赤裸にして見た嘉義」『台湾日日新報』大正三年五月一四日、五九頁。